

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

発本原第 212号

平成25年 3月 18日

原子力規制委員会 殿

届出者

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

法人の名称 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 瓜生 道明

(担当者)

所 属 発電本部 放射線安全グループ

電 話 092-761-3031 (代表)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和52年12月17日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	平成25年 3月18日
協議した都道府県知事及び市町村長	鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 薩摩川内市長 岩切 秀雄
予定される要旨の公表の方法	報道機関への発表 川内原子力発電所展示館及び九州エネルギー館での閲覧

川内原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

平成25年 3月
九州電力株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定 義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 防災体制	6
第1節 防災体制	6
1 緊急時体制の区分	6
2 原子力防災組織	6
3 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
4 緊急時体制の発令及び解除	8
5 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止	10
6 権限の行使	10
第3章 原子力災害予防対策の実施	11
第1節 通報体制及び情報連絡体制の整備	11
1 原災法第10条第1項等に基づく通報体制の整備	11
2 原災法第10条第1項等の通報後の情報連絡体制の整備	11
3 社内の情報連絡体制	11
第2節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1 放射線測定設備の設置及び検査等	11
2 原子力防災資機材の整備	12
3 その他の原子力防災資機材の整備	12
第3節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	13
1 オフサイトセンターに備え付ける資料	13
2 地方公共団体に提供する資料	13
3 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	13
4 発電所及び本店等に備え付ける資料	13
第4節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	14
1 緊急時対策所	14
2 原子力事業所災害対策支援拠点	14
3 原子力施設事態即応センター	15
4 集合場所	15
5 応急処置施設	15

6 気象観測設備	15
7 緊急時運転パラメータ伝送システム	16
8 所内放送装置等	16
第5節 防災教育の実施	16
第6節 防災訓練の実施	17
1 社内における訓練	17
2 国又は地方公共団体が主催する訓練	17
第7節 関係機関との連携	17
1 国との連携	17
2 地方公共団体との連携	18
3 地元防災関係機関等との連携	18
4 原子力緊急事態支援組織の整備	18
第8節 周辺住民に対する活動	18
第4章 緊急事態応急対策等の実施	19
第1節 通報及び連絡	19
1 通報及び連絡の実施	19
2 緊急時体制発令時の対応	19
3 情報の収集と提供	20
4 通話制限	20
第2節 応急措置の実施	20
1 警備及び避難誘導	20
2 放射能影響範囲の推定	21
3 緊急時医療	21
4 消火活動	22
5 汚染拡大の防止	22
6 線量評価等	22
7 広報活動	22
8 応急復旧	22
9 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	23
10 資機材の調達及び輸送	23
11 事業所外運搬中の事故による事象発生時の措置	23
12 応急措置の実施報告	24
13 原子力防災要員の派遣等	24
14 原子力緊急事態支援組織、他の原子力事業所及び他の原子力事業者の協力の要請	26
15 原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置	26

1 6 被災者の相談窓口の設置	2 6
第3節 緊急事態応急対策	2 6
1 第2種緊急時体制の発令	2 6
2 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	2 6
3 応急措置の継続実施	2 7
4 事業所外運搬事故における対策	2 7
第5章 原子力災害事後対策の実施	2 8
第1節 発電所及び本店の対策	2 8
1 復旧対策	2 8
2 緊急時体制の解除	2 8
3 原因究明と再発防止対策の実施	2 9
4 放射性物質による環境汚染への対処	2 9
第2節 原子力防災要員の派遣等	2 9
第6章 その他	3 0
第1節 他の原子力事業者への協力	3 0

第1章 総 則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針並びに原子力防災規程に基づき、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策並びにその他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るため必要な業務を定め、実効性のある原子力災害対策の構築と、円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定 義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により、住民等の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（3）原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

（4）緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

（5）原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

（6）原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下

「原子炉等規制法」という。) 第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可(船舶に設置する原子炉についてのものを除く。)を受けた者、その他の原災法第2条第3号に規定する者をいう。

(7) 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(8) 指定行政機関

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。(経済産業省、国土交通省等)

(9) 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(九州管区警察局、九州厚生局、九州農政局等)

(10) 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。

(11) 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して発生する核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

(12) 緊急時体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うために、発電所又は本店がとる体制をいう。

(13) 原子力災害対策活動

緊急時体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(14) 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(15) 本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(16) 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員(但し、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。)をいう。

(17) 緊急時対策要員

原子力防災要員の補佐・交替を行う要員及び原子力防災組織の統括管理を補佐する要員をいう。

(18) 本店緊急時対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

(19) 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

(20) 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき発電所において選任され、原子力防災組織について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

(21) 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（以下「防災業務計画省令」という。）第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

(22) 緊急時対策所

防災業務計画省令第2条第2項第1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

(23) 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画省令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

(24) 原子力施設事態即応センター

防災業務計画省令第2条第2項第3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係わる意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設をいう。

(25) 緊急時運転パラメータ伝送システム

防災業務計画省令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報伝送設備をいう。

なお、本システムから、統合原子力防災ネットワークを通じ、国が整備する緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送する。

(26) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークをいう。

（27）特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階及び事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

（1）原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

（2）緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定の事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。

（3）原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員、緊急時対策要員及び本店緊急時対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等を理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときにはこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときには、鹿児島県地域防災計画及び薩摩川内市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (2) 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ鹿児島県知事及び薩摩川内市長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、鹿児島県知事及び薩摩川内市長にこの計画の修正案を提出して行うものとする。
この場合において、社長は、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
- (3) 社長は、この計画を修正した場合、速やかに様式1に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (4) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 防災体制

第1節 防災体制

1 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、第1表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時体制を区分する。

第1表 緊急時体制の区分

原子力災害の情勢	緊急時体制の区分
<ul style="list-style-type: none">・原子力防災管理者が、別表2－1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき。・鹿児島県又は薩摩川内市から災害警戒本部又は災害対策本部（対策本部体制）を設置する旨の連絡があったとき。	第1種緊急時体制
<ul style="list-style-type: none">・原子力防災管理者が、別表2－2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき、若しくは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。・鹿児島県又は薩摩川内市から緊急時体制に移行する旨の連絡があったとき。	第2種緊急時体制

注) 原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時体制を継続することができる。

2 原子力防災組織

(1) 発電所

- a 社長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行わせるため、あらかじめ発電所に別図2－1に定める原子力防災組織を設置して原子力防災要員及び緊急時対策要員を置く。
- b 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合直ちに、原子力防災要員に別表2－3に定める業務を行わせる。
- c 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- d 原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行わせるため、原子力防災要員のうち、派遣要員を決定する。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の関係機関の

実施する緊急事態応急対策への協力

- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の関係機関の実施する原子力災害事後対策への協力
- ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときは、これを行う。

(2) 本店

- a 社長は、本店に別図2-2に定める本店原子力防災組織をあらかじめ設置する。
- b 社長は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援させるため、あらかじめ本店原子力防災組織に本店緊急時対策要員を置く。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点に係る要員は、本店緊急時対策要員に加え、必要に応じ、当社の他原子力発電所等から派遣する。

- c 社長は、第2種緊急時体制を発令した場合、オフサイトセンターに設置される機関等の関係機関と連携し、全社をあげて緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に取り組むものとする。

3 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる業務を行う。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

- a 別表2-1又は別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図2-3又は別図2-4に示す箇所へ通報又は報告する。
- b 別表2-1又は別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに原子力防災要員を非常召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。
- c 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資機材を備え付け、隨時、保守点検する。
- d 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときは、これを行う。

- e 原子力防災要員及び緊急時対策要員に対し、定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- f 旅行又は疾病その他の事由のため不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。
- g 原子力防災要員及び緊急時対策要員に、原子力災害事後対策のために必要な措置を行わせる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者（以下「副防災管理者」という。）は、次長（技術）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（保全計画）、安全品質保証統括室長（原子炉主任技術者を除く。）及び原子力訓練センター所長（原子炉主任技術者を除く。）とし、次に掲げる業務を行う。

- a 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b 原子力防災管理者が不在のときに上記の順位により、その職務を代行する。

(3) 社長は、原子力防災管理者又は副防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

4 緊急時体制の発令及び解除

(1) 緊急時体制の発令

a 発電所

原子力防災管理者は、別表2-1又は別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、第1表に掲げる区分により直ちに緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに原子力管理部長に報告する。

b 本店

原子力管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合、社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本店においても適用することとする。

(2) 原子力防災要員等の非常召集

a 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時に所内放送等を使用し、別図2-5に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて原子力防災要員等を非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

b 本店

原子力管理部長は、本店における緊急時体制発令時に社内放送等を使用し、別図2-6に定める連絡経路により、緊急時体制に応じて本店緊急時対策要員を非常召集する。

なお、原子力管理部長は、あらかじめ本店緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成

し、整備しておく。

(3) 緊急時対策本部の設置

a 発電所

- ① 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。
- ② 発電所対策本部は、別図2-1に示す原子力防災組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

b 本店

- ① 社長は、本店に緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。
- ② 本店対策本部は、別図2-2に示す本店原子力防災組織で構成する。
- ③ 本店対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合の対応として副社長又は執行役員の中からあらかじめ代行者を定めておくものとする。

(4) 緊急時体制の区分の変更

a 発電所

発電所対策本部長は、緊急時体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

b 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急時体制の区分も変更する。

(5) 緊急時体制の解除

a 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時体制を解除し、本店対策本部長に報告する。

- ① 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- ② 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

b 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急時体制が解除された場合、本店における緊急時体制を解除する。

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時体制を解除したときは、緊急時対策本部を解散する。

5 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- (1) 本店対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、別図2-7に定める組織に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせる。
- (2) 本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

6 権限の行使

- (1) 緊急時体制を発令した場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで相互連携をとりながら行う。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。但し、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要的あるものについては、臨機の措置をとることとする。
なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3章 原子力災害予防対策の実施

第1節 通報体制及び情報連絡体制の整備

1 原災法第10条第1項等に基づく通報体制の整備

原子力防災管理者が、別表2-1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときの通報連絡のため、あらかじめ別図2-3に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

大規模自然災害等が発生した場合においても、通報連絡手段が確保されるよう、必要な体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

なお、当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあっては、原子力災害の発生時に迅速かつ的確に措置を行うため、あらかじめ通報体制を含む計画書を作成し、必要な体制を整備しておくものとする。

2 原災法第10条第1項等の通報後の情報連絡体制の整備

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡のため、あらかじめ別図2-4に定める連絡体制を整備しておくものとする。

3 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は別図3-1に定めるとおりとする。

第2節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1 放射線測定設備の設置及び検査等

(1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づく発電所の敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を、別図3-2に定めるとおり定期的に整備・点検し、次に掲げる検査等を実施する。

- a モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- b モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないこととする。
- c 毎年1回以上定期にモニタリングポストの較正を行う。

- d モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講ずる。
 - e 大規模自然災害等に備え、モニタリングポストの代替手段を整備する。
 - f モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を取りまとめた資料は、住民等の閲覧できる場所に置く。
 - g 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。
- (2) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (3) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため(2)の届出書と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
- a 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - c 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

2 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次の措置を講ずる。
- a 必要な原子力防災資機材を、別表3-1に定めるとおり確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
 - b 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
 - c 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときは、これを行う。
- (2) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。

3 その他の原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、前項に定める原子力防災資機材以外の事故収束活動に必要な資機材に関する次の措置を講ずる。

- a その他の原子力防災資機材を、別図3－3及び別表3－2に定めるとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- b その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、交換又は補充することにより必要数量を確保する。

第3節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1 オフサイトセンターに備え付ける資料

社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表3－3に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については内容に変更があったときに提出する。

2 地方公共団体に提供する資料

社長は、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策活動に必要となる資料のうち、別表3－3に定める資料を鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市及び阿久根市の災害対策本部等に備え付けるため、鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長及び阿久根市長に提供する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については内容に変更があったときに提出する。

3 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力管理部長は、別表3－3に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。なお、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4 発電所及び本店等に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表3－3に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本 店

原子力管理部長は、別表3－3に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力管理部長は、別表3－3に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点において使

用できるように、別表3－4に定める資機材等保管場所に備え付けるとともに、輸送体制をあらかじめ整備しておく。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第4節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図3－4及び別表3－5に定める緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。
なお、大規模自然災害等の影響を考慮し、代替緊急時対策所も整備しておく。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所等に供給する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所等に別表3－6に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。
なお、原子力防災管理者は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表3－2に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

2 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力管理部長は、別図3－5及び別表3－4に定めるとおり、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補を、あらかじめ選定しておく。
なお、施設選定にあたっては、地震等の自然災害が発生した場合も考慮するものとする。
- (2) 原子力管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点に電源を供給できるよう、別表3－4に定める非常用電源を資機材等保管場所に配備する。
- (3) 原子力管理部長は、別表3－4に定めるとおり、資機材等を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (4) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行えるよう、別表

3-4に定めるとおり、通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(5) 原子力管理部長は、資機材等に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。

3 原子力施設事態即応センター

(1) 原子力管理部長は、別表3-7に定める原子力施設事態即応センターを、常に使用可能な状態に整備する。

(2) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。

(3) 原子力管理部長は、非常用電源を原子力施設事態即応センターに供給する。

(4) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターに別表3-6に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力管理部長は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。

(5) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表3-7に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(6) 原子力管理部長は、本店緊急時対策要員等が必要な期間にわたり原子力災害対応にあたることができるように、必要となる水、食料等の備蓄及び調達に係る体制等をあらかじめ整備しておく。

4 集合場所

原子力防災管理者は、気象状況等を考慮した発電所内の集合場所をあらかじめ指定し、関係者に周知する。

5 応急処置施設

原子力防災管理者は、発電所診療所を応急処置施設として常に使用可能な状態に整備する。

6 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図3-2に定める気象観測設備について、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

7 緊急時運転パラメータ伝送システム

(1) 発電所

原子力防災管理者は、発電所に別表3－6に定める緊急時運転パラメータ伝送システム（以下「S P D S」という。）を設置し、統合原子力防災ネットワークに接続するとともに、以下のとおり維持・運用する。

- a 本店へS P D Sデータを伝送する。
- b S P D Sに非常用電源を供給するとともに、定期的に点検し、常に使用可能な状態とする。
- c S P D Sに不具合が認められた場合、速やかに修理する。
- d 地震等の自然災害が発生し、S P D Sが使用できない場合は、代替措置を講じる。

(2) 本 店

原子力管理部長は、本店に別表3－6に定めるS P D Sを設置し、統合原子力防災ネットワークに接続するとともに、以下のとおり維持・運用する。

- a 緊急時対策支援システム（E R S S）へS P D Sデータを伝送する。
- b S P D Sに非常用電源を供給するとともに、定期的に点検し、常に使用可能な状態とする。
- c S P D Sに不具合が認められた場合、速やかに修理する。
- d 地震等の自然災害が発生し、S P D Sが使用できない場合は、代替措置を講じる。

8 所内放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における所内放送装置及びページング装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置等に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第5節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災要員及び緊急時対策要員並びに本店緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について防災教育を実施する。

なお、教育にあたっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に実施する。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する知識
- (2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第6節 防災訓練の実施

1 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、原子力防災組織及び本店原子力防災組織にあらかじめ定められた役割、連携等の徹底を図るため、別表3-8に定める原子力防災訓練を、1年に1回以上実施する。

なお、訓練にあたっては、計画、実施、評価確認及び継続的な改善のプロセスを適切に実施する。

(2) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練に係る計画書、実施要領等については、事前に、原災法第30条第2項の規定に基づき、原子力防災専門官から指導及び助言を受ける。

なお、原子力防災訓練の計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、原災法第13条の2第1項に基づき、原子力防災訓練の結果について、様式6に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災要員及び緊急時対策要員並びに本店緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を考慮して訓練に参加する。

第7節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を円滑に進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり関係機関と相互連携を図るものとする。

1 国との連携

(1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

(2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。

(3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査について対応を行う。

(4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

2 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市及び阿久根市）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 鹿児島県知事及び薩摩川内市長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 鹿児島県知事及び薩摩川内市長から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。

3 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（薩摩川内市消防局、薩摩川内警察署、串木野海上保安部、医療機関、その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

4 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、別表3-9に定める原子力緊急事態支援組織を整備するとともに、次に掲げる事項について、あらかじめ調整しておく。
 - a 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
 - b 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - c 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資するため、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させる。

第8節 周辺住民に対する活動

原子力防災管理者は、平常時より、発電所の周辺住民等に対し、次に掲げる内容について、情報提供を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害発生時における防災対策の内容（緊急時に取るべき行動を含む。）

また、原子力災害が発生した場合に備え、周辺住民からの問合せに対応する相談窓口の設置（必要に応じて24時間受付体制）等、必要な体制を整備しておくものとする。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1 通報及び連絡の実施

(1) 発電所内に係る事象発生時の通報

原子力防災管理者は、別表2－1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長及び阿久根市長並びに別図2－3（発電所内での事象発生時の連絡先）に定められた通報先に、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長及び阿久根市長に対しては送信した旨を直ちに電話で連絡する。

(2) 事業所外運搬に係る事象発生時の通報

原子力防災管理者は、別表2－1に定める事象のうち、当社が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあっては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びに別図2－3（事業所外運搬での事象発生時の通報先）に定められた通報先に、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては送信した旨を直ちに電話で連絡する。

2 緊急時体制発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、別表2－1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画の第2章第1節1項「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令するものとする。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、直ちに原子力管理部長に報告する。

原子力管理部長は、この報告を受け、別表4－1に定めるSPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。

(3) 社長は、原子力管理部長から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急時体制を発令するものとする。

(4) 原子力防災管理者及び原子力管理部長は、緊急時体制発令後、原子力防災要員及び緊急時対策要員並びに本店緊急時対策要員を非常召集する。

(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。

3 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
- a 事故の発生時刻及び場所
 - b 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
 - d 発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
 - e 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f 気象状況
 - g 収束の見通し
 - h その他必要と認める事項
- (2) 発電所対策本部総括班長は、上記の情報を定期的及び事故の状況に変化があった場合に収集し、その内容を様式8又は様式9に記載し、別図2-4に定める連絡先にファクシミリ装置等にて送信し、記録として保存する。
- (3) 本店対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、発電所対策本部と連携のうえ、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本店対策本部長に報告する。

4 通話制限

発電所対策本部総括班長及び本店対策本部総括班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信手段を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

第2節 応急措置の実施

1 警備及び避難誘導

(1) 集合場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急時体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び見学者等（以下「発電所避難者」という。）に対する集合場所等の必要な事項を指定する。また、集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）を配置する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送・ペーディング等により指定する集合場所への集合及び避難の際の防護措置を周知する。この際、見学者に対しては、広報班長と協力してバス等による輸送又は避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部総括班長はその旨を直ちに鹿児島県知事、薩摩川内市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

また、発電所対策本部総務班長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

2 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部安全管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

なお、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合には、サーベイメータ、可搬型モニタリングポストにて測定し、同測定結果に基づいて放射能影響範囲を推定する。

3 緊急時医療

(1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長及び関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長及び関係者と協力して応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、別図3-4に定める発電所内の応急処置施設への搬送、医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の移送及び治療の依頼を行う時並びに救急隊到着時に、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達するとともに、必要に応じて緊急時対策要員を随行させる。

4 消火活動

発電所対策本部の各班長は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

5 汚染拡大の防止

- (1) 発電所対策本部安全管理班長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により、発電所構内にいる者に周知する。
- (2) 発電所対策本部安全管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6 線量評価等

発電所対策本部安全管理班長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7 広報活動

- (1) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、状況に応じてプレス発表を行う。ただし、原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合には、原則として、オフサイトセンター等のプレスルームで発表を行う。
- (2) 発電所対策本部広報班長及び本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等公表する内容を取りまとめ、別図4-1に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8 応急復旧

- (1) 施設及び設備の点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定する。

- a 施設や設備の整備及び点検
- b 故障した設備等の応急の復旧
- c その他応急の復旧対策に必要な事項

発電所対策本部保修班長及び土木建築班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

9 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るために次に掲げる事項について措置を検討し、実施する。

- (1) 発電所対策本部総括班長は、原子炉系の運転状態を示す各種データから、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性並びに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部安全管理班長は、1次冷却材中の放射能濃度を測定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故発生炉については、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (5) 発電所対策本部長は、その他の炉については、事故発生炉からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部安全管理班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに輸送を行う。また、発電所対策本部長は、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

11 事業所外運搬中の事故による事象発生時の措置

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、事業所外運搬中の事故による事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣するとともに、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置

- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2 応急措置の実施報告

発電所対策本部総括班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式8に定める報告様式にその概要を記入し、別図2-4に定める連絡先に報告する。

但し、事業所外運搬中の事故による事象が発生し、応急措置を実施した場合、発電所対策本部総括班長は、様式9に定める報告様式にその概要を記入し、別図2-4に定める連絡先に報告する。

なお、報告を行ったものについては、記録として保存する。

1 3 原子力防災要員の派遣等

(1) オフサイトセンターへの派遣等

発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、原子力災害合同対策協議会等の設置の準備に入る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長、阿久根市長、その他の関係機関の実施する次に掲げる、緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、別表4-2に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会等の対応方針に基づき、必要な業務を行う。

a オフサイトセンターにおける業務に関する事項

(a) 設営準備助勢

(b) 発電所と原子力災害合同対策協議会等との連絡調整（発電所内の状況に関する情報提供等を含む。）

(c) 報道機関への情報提供

(d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

(e) 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。）への参加 等

b 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

(a) 環境放射線モニタリング

- (b) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (e) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員の対応 等

また、本店対策本部長は、原子力災害合同対策協議会等に出席させるために、本店からオフサイトセンターへの派遣員を選定し、派遣する。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

本店対策本部長は、原子力規制委員会等から原子力規制庁緊急時対応センターの運営準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合は、別表4-2に定める要員を派遣する。

なお、原子力規制庁緊急時対応センターに派遣する要員については、本店、支社等から適切な要員を選定し、派遣する。

a 原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項

- (a) 発電所と原子力規制庁緊急時対応センター等との情報交換（発電所内の状況に関する情報提供等を含む。）

(b) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、本店緊急時対策要員及びその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援拠点に必要な資機材等の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、状況に応じ複数の拠点により必要な広さ及び業務を分散させる。

a 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- (a) 発電所への物資の輸送
- (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理（放射線管理教育を含む。）
- (c) 拠点運営、関係機関との調整・連絡 等

なお、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することが困難なことから、資機材を確保し、状況に応じ柔軟に対応する。

(4) 地方公共団体の災害対策本部への派遣

本店対策本部長は、原子力施設事態即応センターと地方公共団体の災害対策本部等との迅速かつ的確な情報共有に資するため、必要に応じ要員を派遣する。

1 4 原子力緊急事態支援組織、他の原子力事業所及び他の原子力事業者の協力の要請

- (1) 本店対策本部長は、特定事象発生の通報を行った場合、緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織の召集を行う。
- (2) 発電所対策本部長は、他の原子力事業所等の応援も必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受け、本店対策本部長は、当社の他原子力発電所等に応援を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者の協力を要請する。

1 5 原子力災害の拡大及び長期化した場合の措置

- (1) 行政機関の庁舎が避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、当該代替施設へ応急対策の実施報告を行う。
- (2) オフサイトセンターが避難地域に含まれ、代替施設へ機能移転した場合には、原子力災害合同対策協議会の出席者及び別表4-2に定める原子力防災要員を当該代替施設へ派遣する。

1 6 被災者の相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等へ対応するため、相談窓口等を設置する。

第3節 緊急事態応急対策

1 第2種緊急時体制の発令

- (1) 発電所対策本部長は、別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式10に所定の事項を記入して、直ちに別図2-4に定められた連絡先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信し、記録として保存する。
- (2) 発電所対策本部長は、別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき、鹿児島県又は薩摩川内市から緊急時体制に移行する旨の連絡があったとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2種緊急時体制を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は、別図2-4及び別図3-1に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長その他必要な箇所に第2種緊急時体制を発令した旨を連絡する。
- (4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長より第2種緊急時体制発令の報告を受けた場合、本店における第2種緊急時体制を発令する。

2 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策

協議会の要請等に対して、発電所内の状況に関する情報の提供等、必要な対応を行う。

(2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

3 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4 事業所外運搬事故における対策

本店対策本部長及び発電所対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第5章 原子力災害事後対策の実施

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

なお、原子力緊急事態宣言が発令されない場合の事後対策についても、本章の事後対策に準ずるものとする。

また、本店対策本部長（本店対策本部が廃止されているときは、「社長」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、国及び地方公共団体等と連携し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供等、その間の生活維持のための支援に協力する。

第1節 発電所及び本店の対策

1 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、優先順位を考慮し、実施担当者を明確にした上で、次に掲げる事項に関する復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に提出するとともに、公表する。

なお、発電所対策本部長は当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。また、本店対策本部長は、発電所対策本部が行う復旧対策に対する支援を行う。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施工程及び対応する対策本部班 等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、鹿児島県知事及び薩摩川内市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

2 緊急時体制の解除

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、その旨を別図2-4に定める連絡先に報告する。

3 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

4 放射性物質による環境汚染への対処

本店対策本部長又は発電所対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに鹿児島県知事、薩摩川内市長及びその他の関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、別表5-1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) 広報活動に関する事項

- a 発電所と原子力災害合同対策協議会等との連絡調整（発電所内の状況に関する情報提供等を含む。）
- b 報道機関への情報提供 等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a 環境放射線モニタリング
- b 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
- c 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- d 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- e 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織から派遣された原子力防災要員等の対応 等

(3) 派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）等における対応方針に基づき、必要な業務を行うとともに、発電所対策本部等と連絡を密にし、情報共有を図る。

(4) 発電所対策本部長は、関係機関に貸与する原子力防災資機材に不足等が生じ、発電所において十分調達できない場合、本店対策本部長に必要とする資機材の調達等を要請する。これを受け、本店対策本部長は、当社の他原子力発電所等に調達等を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者の協力を要請する。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

- 1 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。
- 2 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力管理部長からの指示に対応し、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について、別表6-1に定める原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。
 - (1) 環境放射線モニタリング
 - (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
 - (3) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- 3 資機材の追加支援要請や上記以外の資機材の支援要請を受けた場合は、発電所の安全な運営を前提に貸与する。

川内原子力発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年 3月
九州電力株式会社

図表集

1. 図表集

- 別図 2-1 原子力防災組織及び業務分掌
- 別図 2-2 本店原子力防災組織及び業務分掌
- 別図 2-3 原災法第10条第1項等に基づく通報先
- 別図 2-4 原災法第10条第1項等の通報後の連絡先
- 別図 2-5 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路
- 別図 2-6 本店の緊急時体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2-7 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌
- 別図 3-1 緊急時体制発令後の社内の伝達経路
- 別図 3-2 発電所敷地境界付近の放射線測定設備等
- 別図 3-3 その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）
- 別図 3-4 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設
- 別図 3-5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 別図 4-1 公表内容の伝達経路

- 別表 2-1 原災法第10条第1項に基づく通報基準
- 別表 2-2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 2-3 原子力防災要員の職務と配置
- 別表 3-1 原子力防災資機材
- 別表 3-2 その他の原子力防災資機材
- 別表 3-3 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 3-4 原子力事業所災害対策支援拠点
- 別表 3-5 緊急時対策所
- 別表 3-6 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等
- 別表 3-7 原子力施設事態即応センター
- 別表 3-8 訓練の種類
- 別表 3-9 原子力緊急事態支援組織
- 別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）データ項目
- 別表 4-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 6-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 7-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの
(参考) 更なる防災体制の整備計画

別図2－1 原子力防災組織及び業務分掌

班 ^{※1}	主な業務 ^{※2}	要員数 ^{※3}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の運営 ・本部指示の伝達 ・本店対策本部との連絡 ・情報の収集及び災害状況の把握 ・事故拡大防止の検討 ・各班の作業記録の集約 ・関係省庁、関係地方公共団体等への通報連絡 ・原子力災害合同対策協議会等における情報の交換等 	13名
運転支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故拡大防止の運転措置及び保安上の技術的支援 	11名
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射性物質測定状況把握 ・放射能影響範囲の推定 ・原子力災害対策活動に従事する要員の被ばく管理及び除染作業 ・放射線防護具類の整備点検及び除染作業 	20名
保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置 ・事故復旧計画の策定 ・設備の整備、応急の復旧等 ・初期消火活動 	30名
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故拡大防止に必要な運転上の措置 ・発電所施設の保安維持 ・中央給電指令所との連絡 ・初期消火活動 	11名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体等対応 ・諸情報の収集 ・見学者の避難誘導 	5名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部構成員の動員状況の把握 ・本部の設営及び庶務 ・資機材の整備、輸送及び調達 ・緊急医療に関する事項 ・救助活動 ・所内の警備 ・関係機関への通報連絡（警察・消防等） ・消防署員の誘導（管理区域外） ・初期消火活動 ・避難者の誘導 	13名
土木建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築設備の応急措置計画の策定及びそれに基づく措置 	6名
原子力訓練センター班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導（原子力訓練センター見学者・研修生） 	4名

※1：これら班の班員から、遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

※2：防災業務計画省令第2条第3項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合については別表7-1に示す。

※3：要員数には原子力防災要員を含む。

別図 2－2 本店原子力防災組織及び業務分掌

班	主な業務 ^{※1}	要員数 ^{※2}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名
原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点の選定、設営 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・緊急時医療及び健康管理に関する事項 	17名
予備班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示する事項 	— ^{※3}
原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2－7 参照。）		
東京支社	<ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁等社外機関対応 	3名

※1：防災業務計画省令第2条第3項に基づき、防災組織の一部を委託する場合については別表7－1に示す。

※2：対応が長期化する場合には、昼夜2交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

※3：本部長が指名する要員とする。

別図 2－3 原災法第10条第1項等に基づく通報先
(発電所内での事象発生時の通報先)



別図 2－3 原災法第10条第1項等に基づく通報先
(事業所外運搬での事象発生時の通報先)

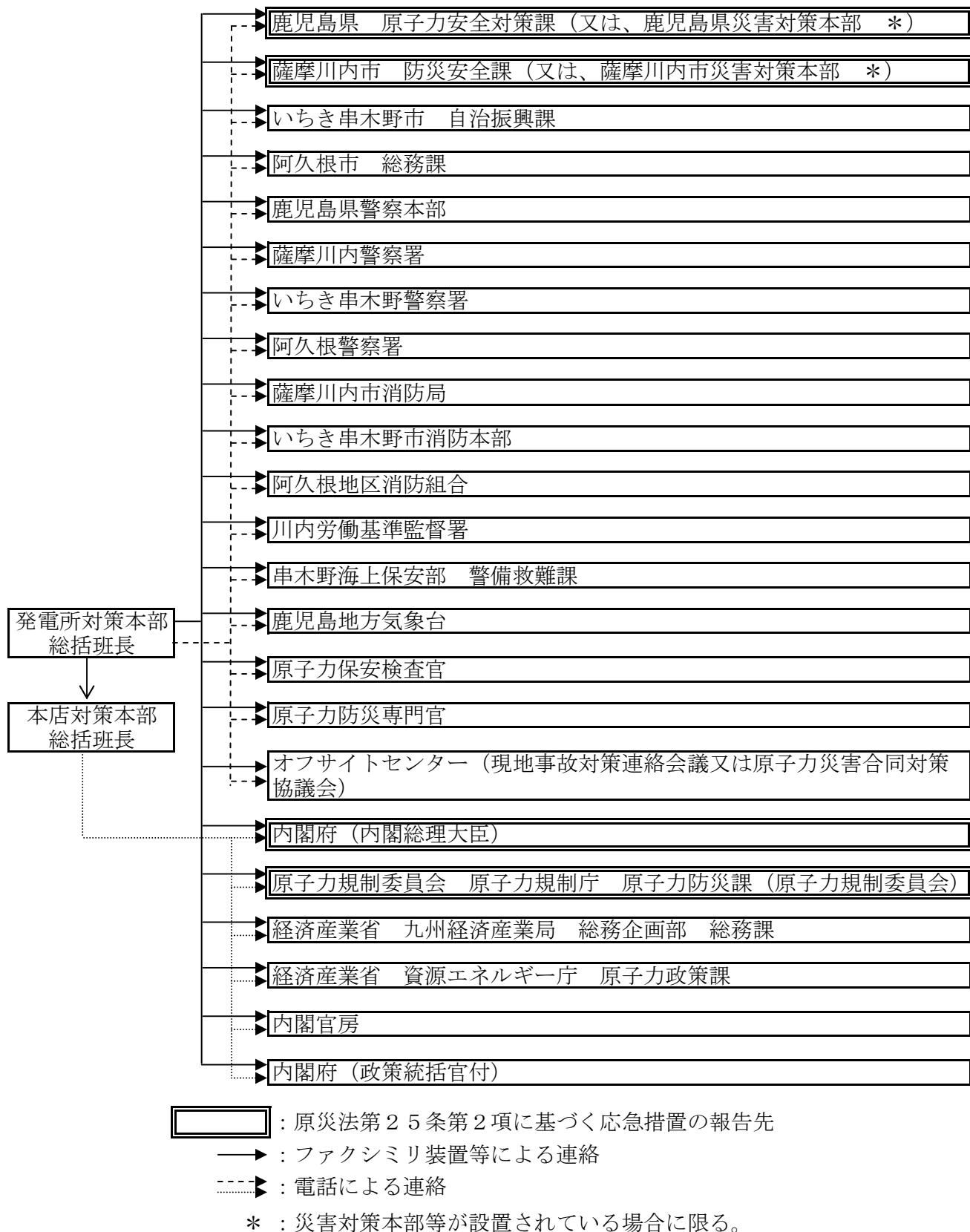


：原災法第10条第1項に基づく通報先

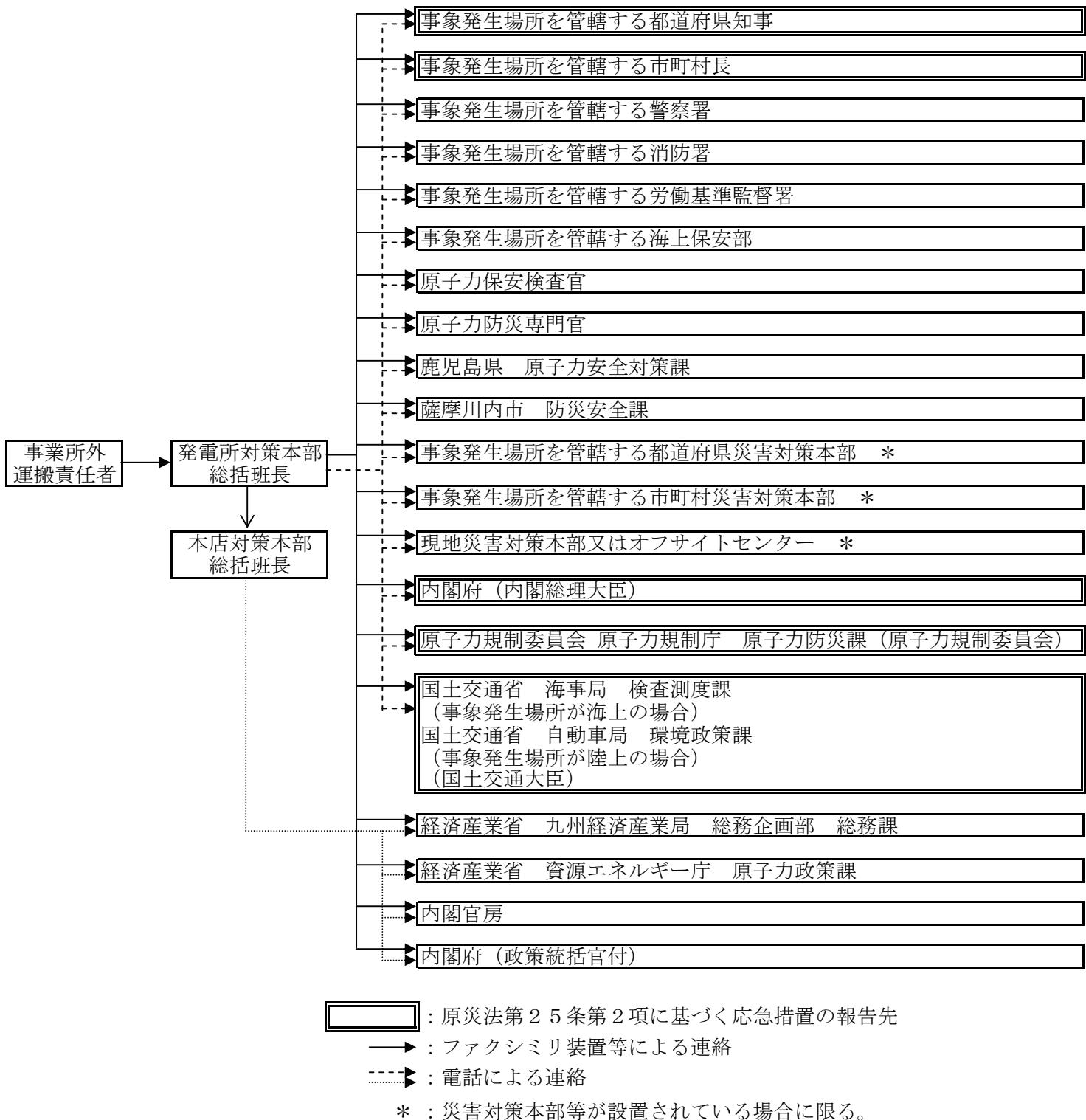
→ : ファクシミリ装置等による通報

- - - → : 電話による連絡

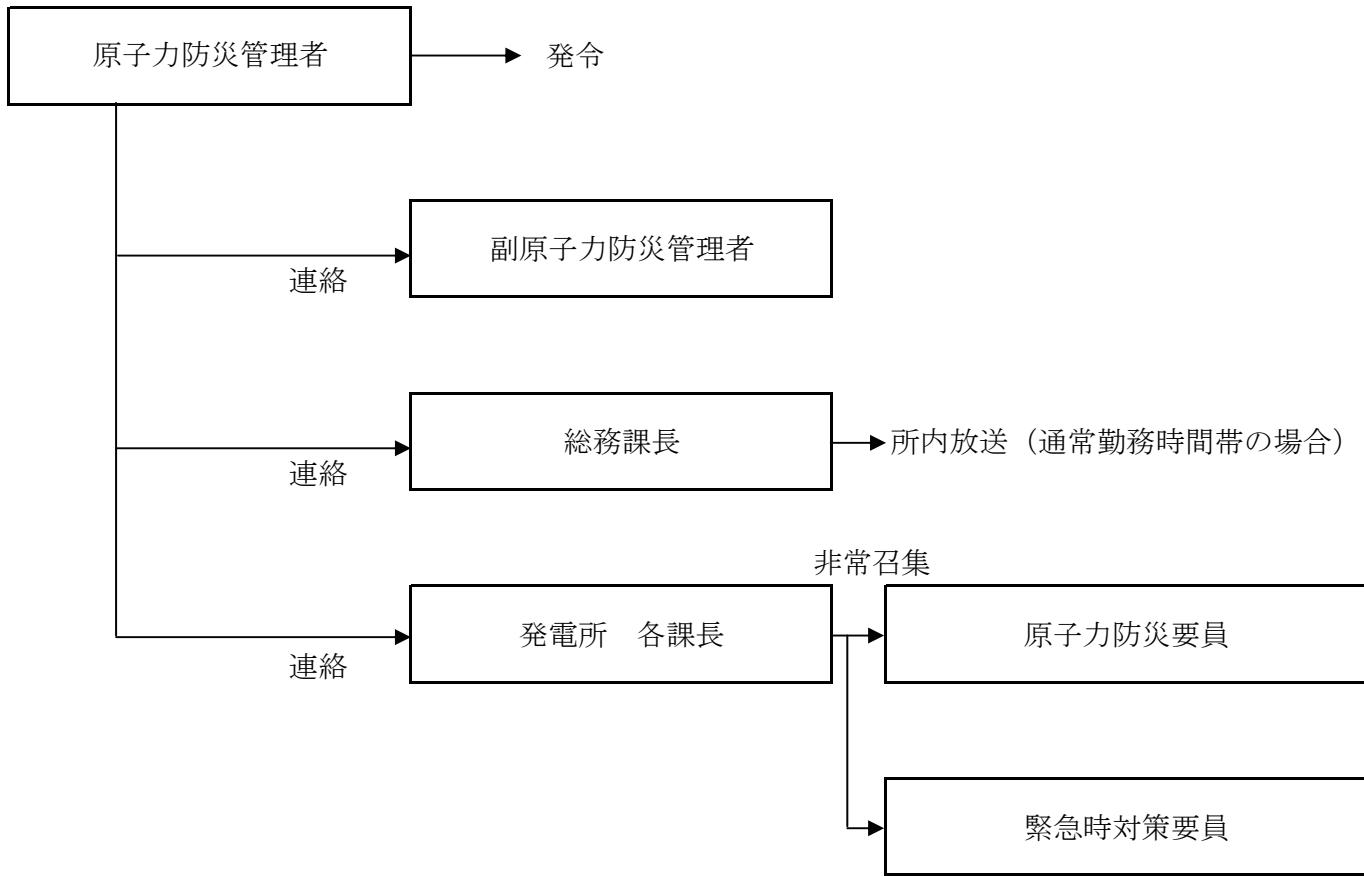
別図 2－4 原災法第10条第1項等の通報後の連絡先
(発電所内の事象発生時の連絡先)



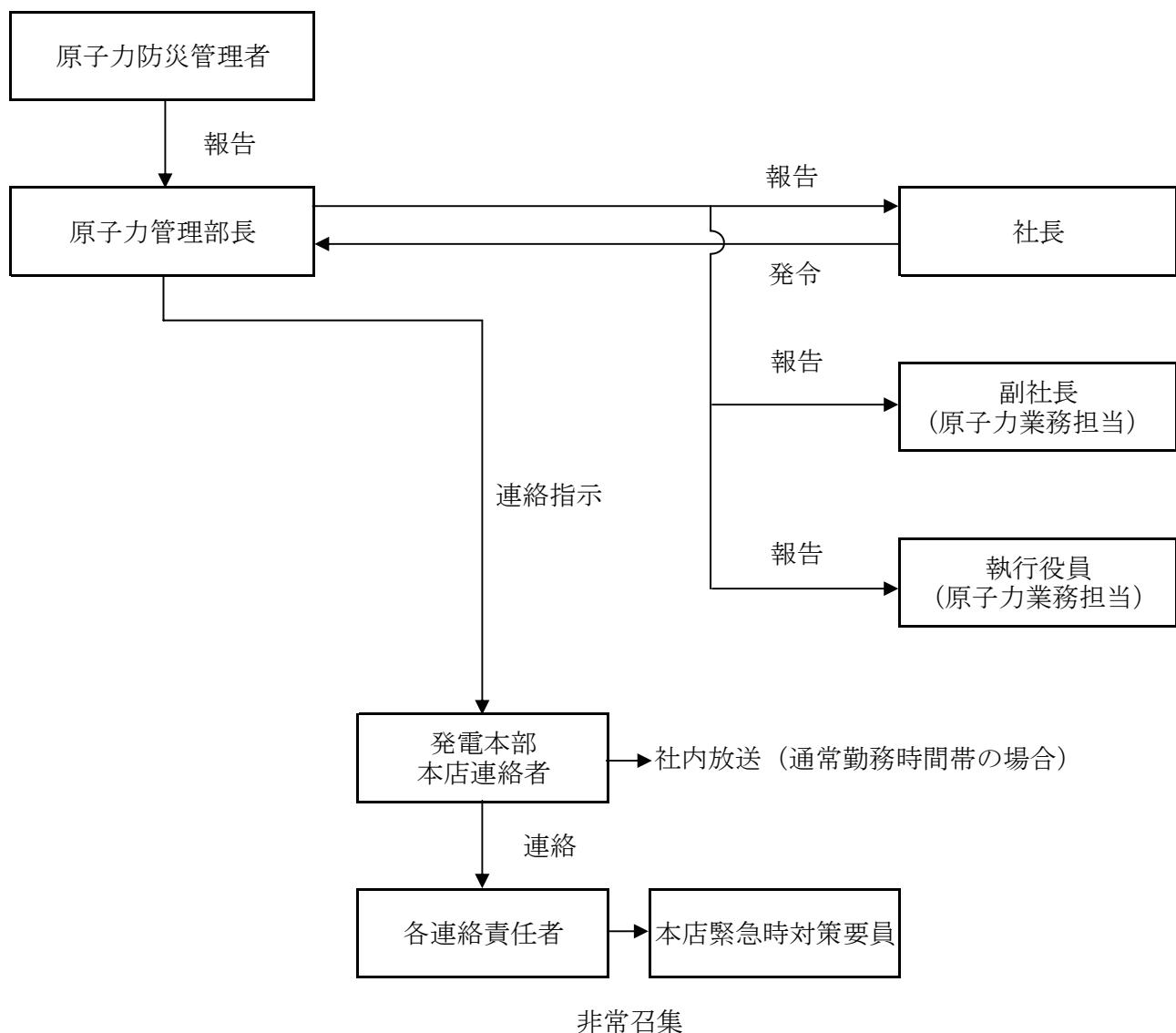
別図2－4 原災法第10条第1項等の通報後の連絡先
(事業所外運搬での事象発生時の連絡先)



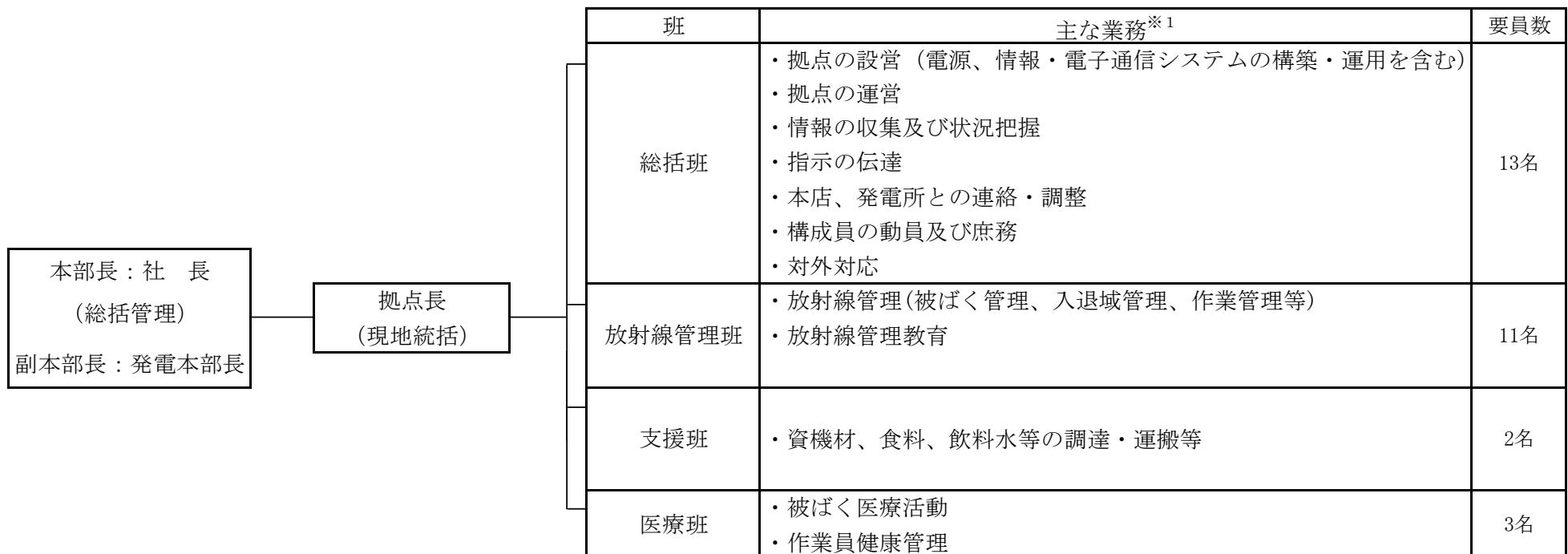
別図 2－5 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路



別図 2－6 本店の緊急時体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路

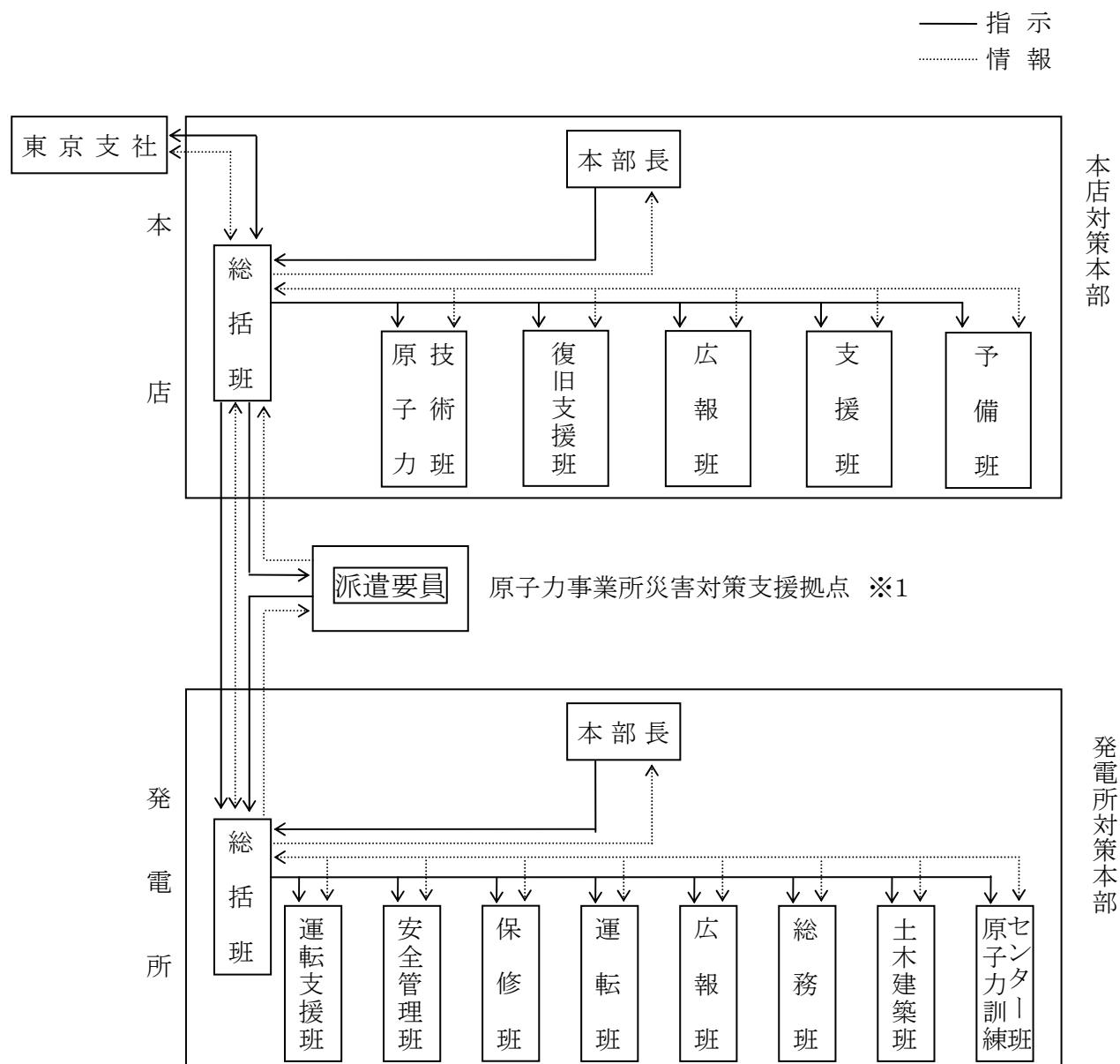


別図2－7 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌



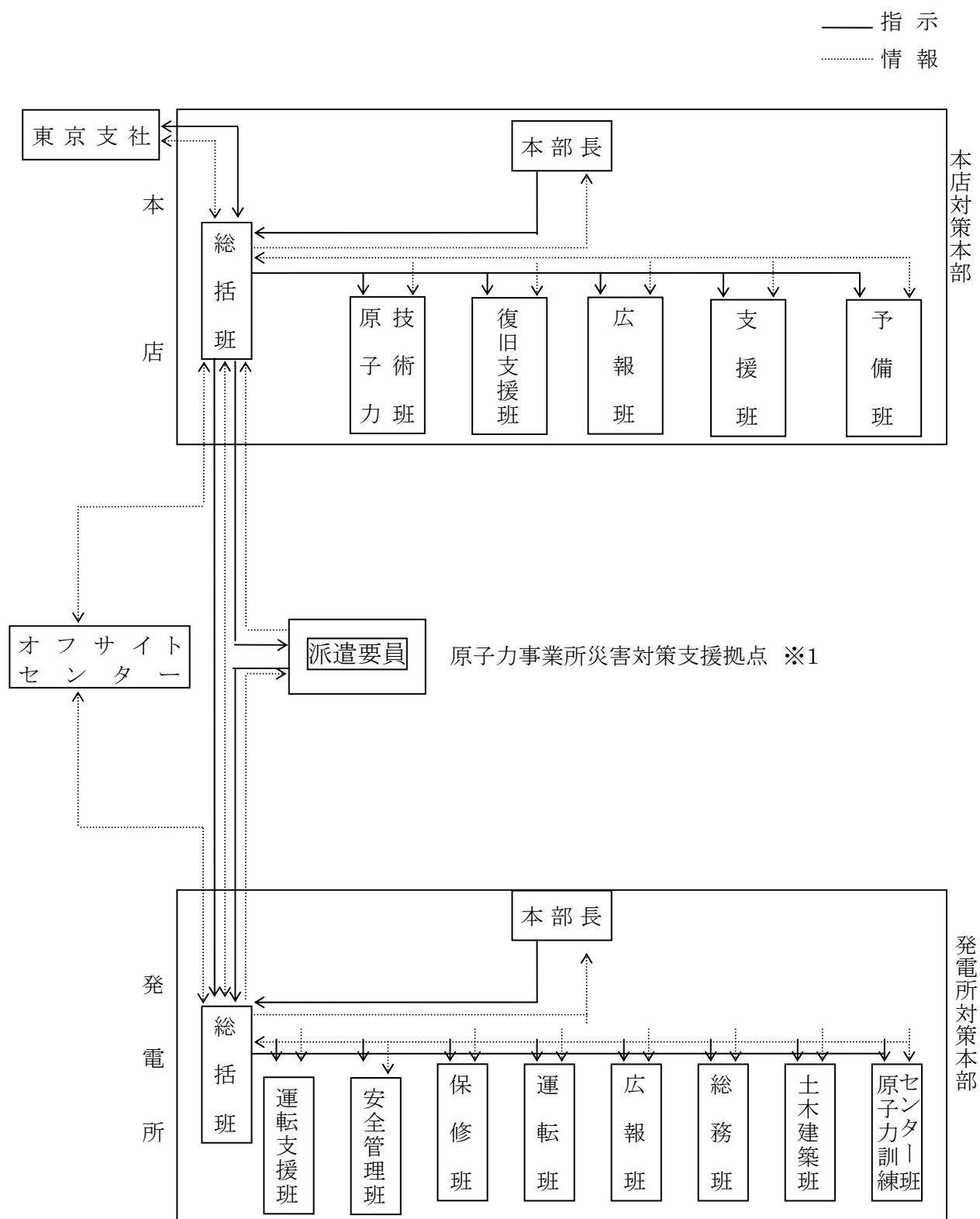
※1：防災業務計画省令第2条第3項に基づき、防災組織の一部を委託する場合については別表7－1に示す。

別図3-1 緊急時体制発令後の社内の伝達経路(第1種緊急時体制発令時)(1／2)



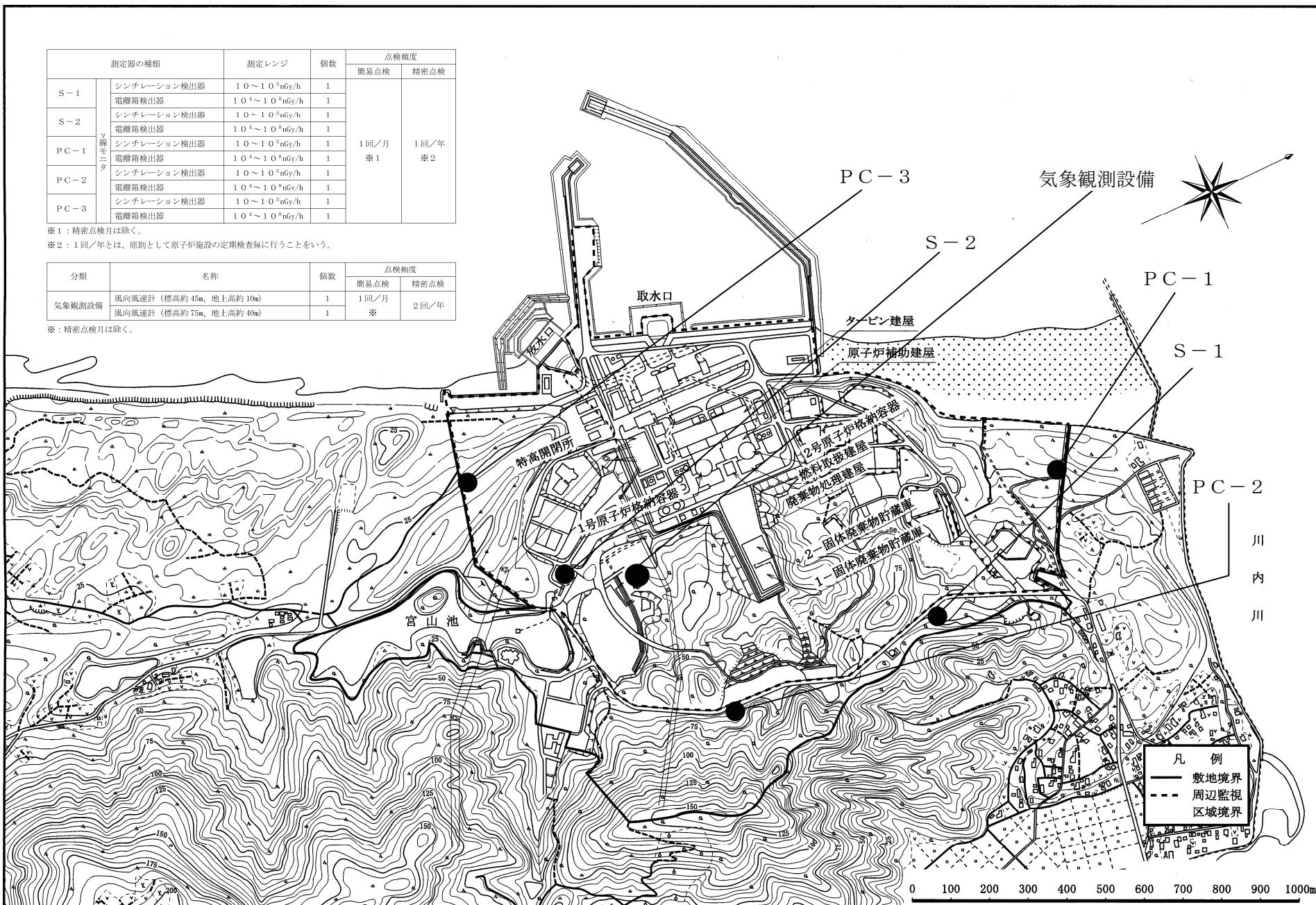
※1：原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

別図3-1 緊急時体制発令後の社内の伝達経路(第2種緊急時体制発令時) (2/2)

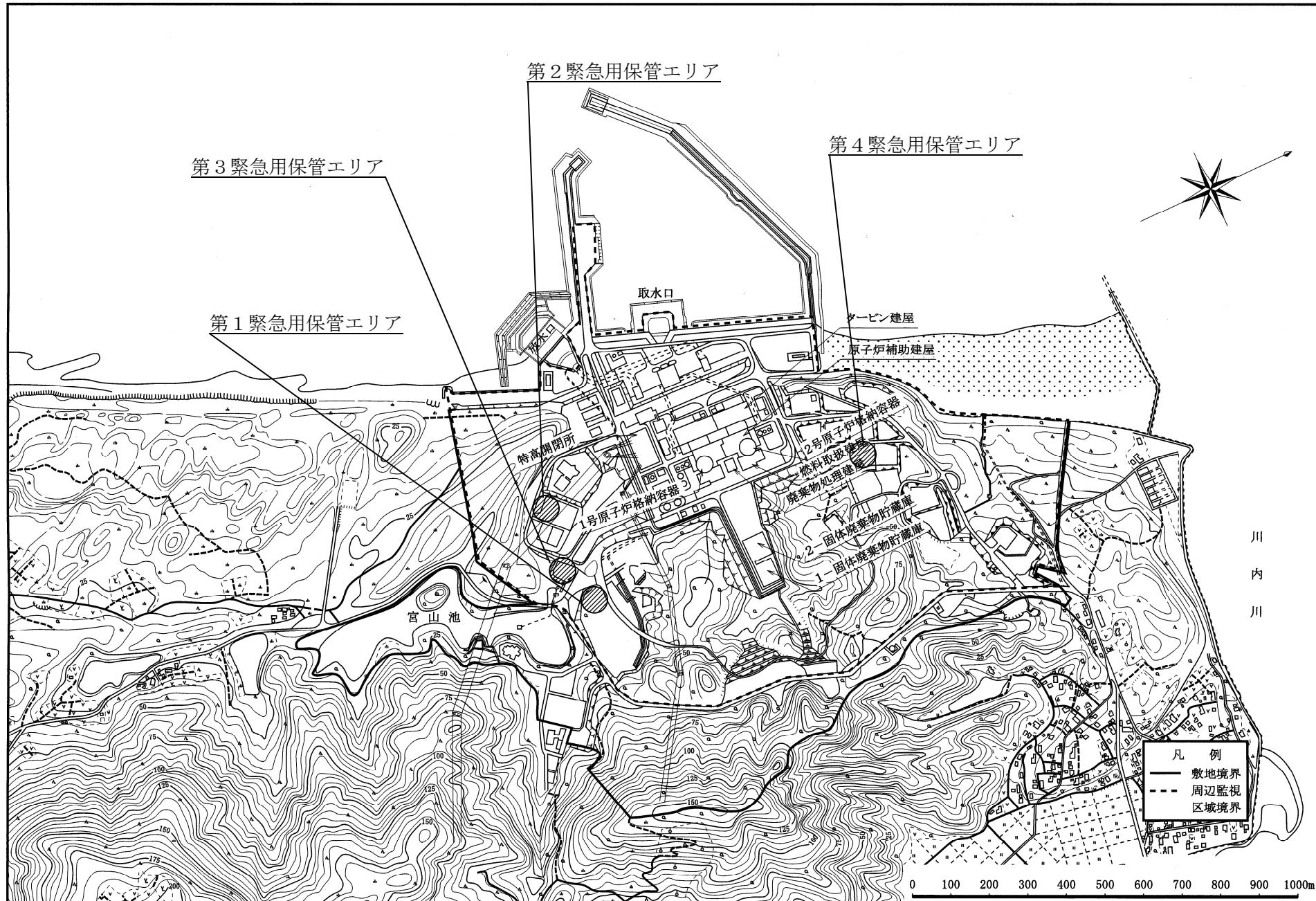


※1：原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

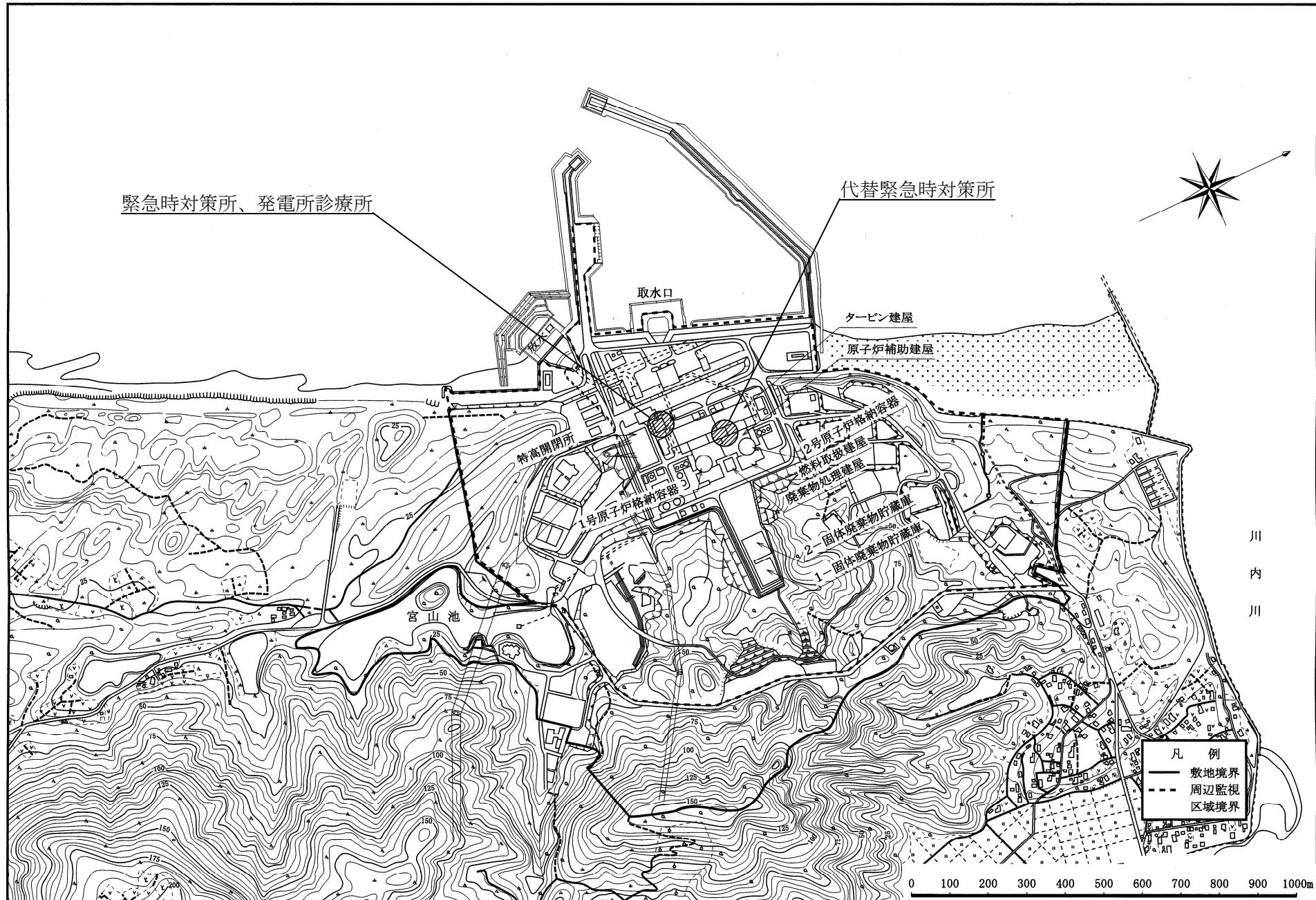
別図3-2 発電所敷地境界付近の放射線測定設備等



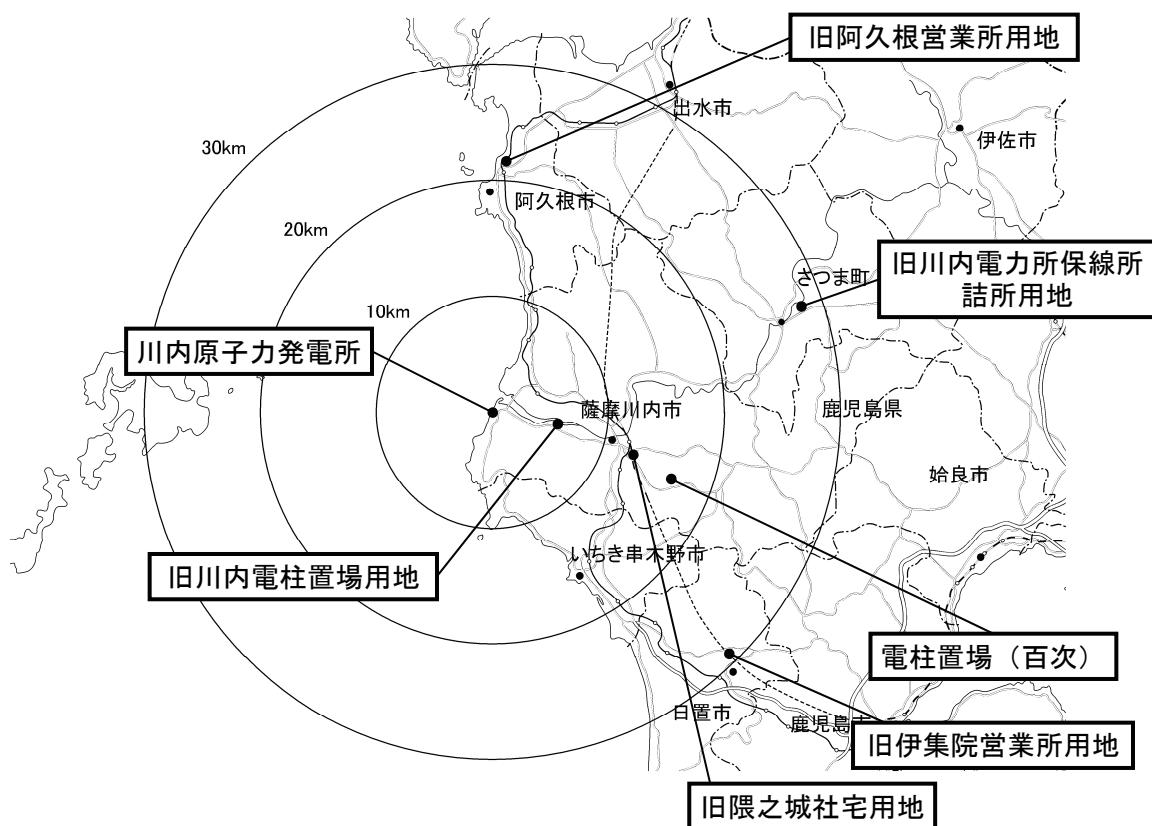
別図3-3 その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）



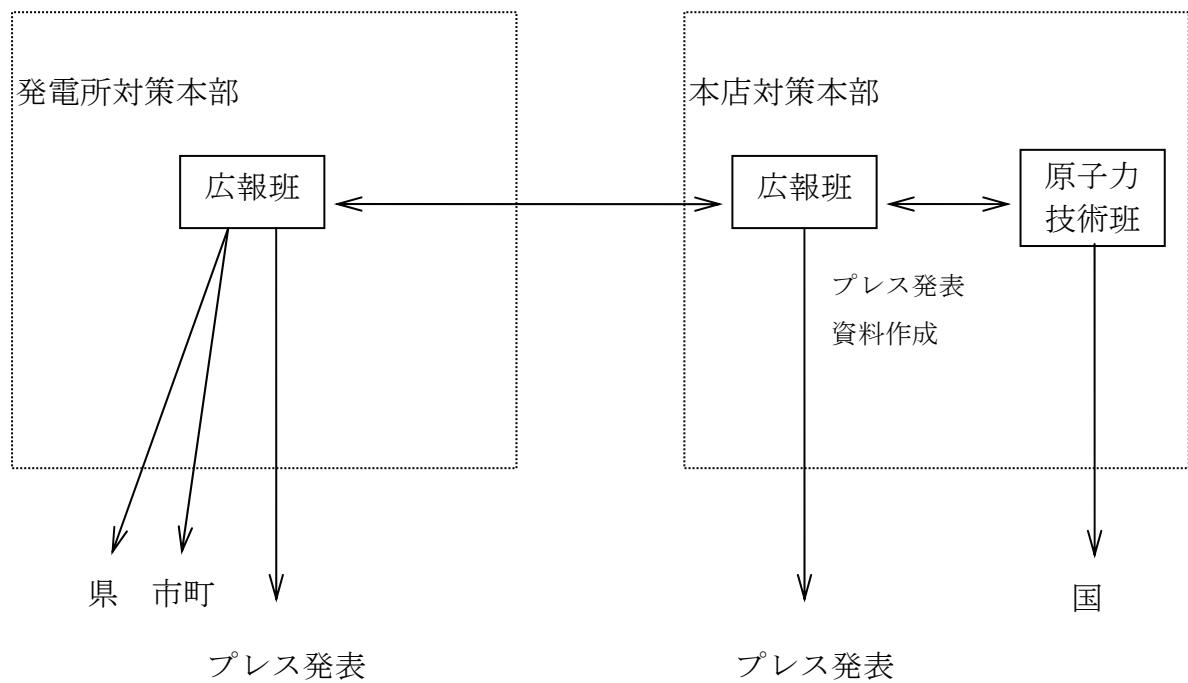
別図 3－4 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設



別図3—5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置



別図4—1 公表内容の伝達経路



別表 2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（1／8）

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	<p>政令第4条第4項第1号 <u>第1項に規定する基準以上</u>の放射線量が<u>第2項又は前項の定めによるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項（<u>第1項に規定する基準</u>） 法第10条第1項の政令で定める基準は、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（<u>第2項の定めによるところ</u>） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合 <p>政令第4条第3項（<u>第3項の定めによるところ</u>） <u>前項の定めによるところ</u>により検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において<u>原子力規制委員会規則</u>で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」（以下「通報省令」という。）第4条（<u>原子力規制委員会規則</u>で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

別表2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（2／8）

略称	法令		
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<u>第1項に規定する放射線量</u>に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p><u>第1項に規定する放射線量</u>：$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ (1) 参照。 <u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>、<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>：通報省令第5条。添付参照。</p>		
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>イ $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質</p> <p>通報省令第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、（略）規定する管理区域。</td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 (2) 参照。</p>	原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、（略）規定する管理区域。
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、（略）規定する管理区域。			

別表2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3／8）

略称	法令
	<p>通報省令第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること <p>通報省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
(4) 事業所外 運搬放射 線量異常	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」（以下「外運搬通報省令」という。）第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>

別表 2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（4／8）

略称	法令
(5) トリップ失敗	通報省令第7条第1号イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（略）により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷却材漏えい	通報省令第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（略）の漏えいが発生すること。
(7) 蒸気発生器給水喪失	通報省令第7条第1号イ(4) 原子炉（略）の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。
(8) 全交流電源喪失	通報省令第7条第1号イ(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(9) 直流電源喪失	通報省令第7条第1号イ(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
(10) 停止時原子炉水位低下	通報省令第7条第1号イ(8) 原子炉（略）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が（略）当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下すること。
(11) 使用済燃料ピット水位異常低下	通報省令第7条第1号イ(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(12) 中央制御室使用不能	通報省令第7条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(13) 原子炉外臨界	通報省令第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

別表 2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（5／8）

(14) 事業所外 運搬事故	外運搬通報省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
(15) 原子力緊 急事態事 象	政令第6条第4項第3号、通報省令第14条第1項イ～ヌ（ニを除く）及び外 運搬通報省令第4条 (別表2－2参照)

別表 2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（6／8）

添付 通報省令第5条第1項の規定に基づく水準（1／2）

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表 2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（7／8）

添付 通報省令第5条第1項の規定に基づく水準（2／2）

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	<p>イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものと除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値</p>	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	<p>ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものと除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値</p>	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	<p>ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものと除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

空気中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第4号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係わるもの（略）に係わるものとをいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第7号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係わるもの（略）に係わるものとをいう。

別表 2－1 原災法第10条第1項に基づく通報基準（8／8）
別表（通報省令第5条関係）

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³/s]

放射性物質が放出される地点の地表からの高さ（注）(m)	排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																			
	20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上	
1未満	1×10	5×10	1×10^2	1×10^2	1×10^2	5×10^2	5×10^2	5×10^2	1×10^3	1×10^3	5×10^3	1×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4					
1以上 10未満	1×10^2	1×10^2	1×10^2	1×10^2	5×10^2	5×10^2	5×10^2	1×10^3	1×10^3	5×10^3	1×10^4	5×10^4	5×10^4	5×10^4						
10以上 20未満	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	1×10^4	5×10^4					
20以上 30未満	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	
30以上 40未満	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	
40以上 50未満	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	1×10^5	5×10^5							
50以上 60未満	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	1×10^6	1×10^6		
60以上 70未満	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	5×10^5	1×10^6	1×10^6		
70以上 80未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
80以上 90未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
90以上 100未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
100以上 110未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
110以上 120未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
120以上 130未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
130以上 140未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
140以上 150未満	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6		
150以上	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	1×10^6	5×10^6	5×10^6		

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表 2－2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／4）

略称	法令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	<p>法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は<u>政令で定める放射線測定設備及び測定方法</u>により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の<u>基準として政令で定めるもの</u>以上である場合</p> <p>政令第6条第1項（<u>政令で定める放射線測定設備</u>） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（<u>政令で定める測定方法</u>） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（<u>政令で定める基準</u>） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$</p> <p>二 （以下、略）</p>
(2) 放射性物質通常経路放出	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</u>が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>通報省令第12条（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>

別表2－2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／4）

略称	法令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報省令第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>
(5) 原子炉外臨界	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
(6) 原子炉停止機能喪失	通報省令第14条第1項イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。

別表 2－2 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3／4）

略称	法令
(7) E C C S 作動失敗	通報省令第 14 条第 1 項ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は（略）蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
(8) 格納容器 圧力上昇	通報省令第 14 条第 1 項ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 蒸気発生 器給水機 能喪失	通報省令第 14 条第 1 項ホ 原子炉の運転中 ((略) 全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、（略）蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
(10) 直流電源 喪失	通報省令第 14 条第 1 項ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。
(11) 炉心溶融	通報省令第 14 条第 1 項ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(12) 停止時原 子炉水位 異常低下	通報省令第 14 条第 1 項チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(13) 停止時残 留熱除去 機能喪失	通報省令第 14 条第 1 項リ 原子炉（略）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。
(14) 中央制御 室等使用 不能	通報省令第 14 条第 1 項ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

別表 2－2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（4／4）

略称	法令
(15) 事業所外 運搬事故	外運搬通報省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第80条第2項及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表2－3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所	総括班 広報班
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所	総括班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者 (副原子力防災管理者を含む。)
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所	広報班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発電所	安全管理班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所	運転班
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所	保修班
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所	安全管理班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所	総務班
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所	総務班
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所	総務班

別表3-1 原子力防災資機材（1／2）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	アノラック	50組	保健物理室 みやま寮 モニタリングカー	年1回	
		タイベック	50組			
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	セルフエアセット	3個	保健物理室	年1回	
	フィルター付き防護マスク	全面マスク	50個	保健物理室 みやま寮 モニタリングカー	年1回	
		半面マスク	50個			
通信機器 非常用	緊急時電話回線	緊急時電話回線	1回線	緊急時対策所	年1回	
	ファクシミリ	ファクシミリ	1台			
	携帯電話等	携帯電話等	7台			
計測器等	固定式測定器	1号A/B排気筒モニタ	1台	1号原子炉補助建屋	定検毎	
		1号C/V排気筒モニタ	1台			
		2号A/B排気筒モニタ	1台	2号原子炉補助建屋		
		2号C/V排気筒モニタ	1台			
		試料放射能測定装置	1台	放射能測定室	年1回	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	γ測定電離箱サーベイメータ	4台	保健物理室 みやま寮	年1回	
		γ測定ポケットサーベイメータ（貸与分）	10台	緊急時対策所	年1回	
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定サーベイメータ	2台	保健物理室	年1回	
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計	150個	環境放射能測定室	年1回	
		蛍光ガラス線量計（貸与分）	100個	緊急時対策所	年1回	
		蛍光ガラス線量計リーダー	1台	環境放射能測定室	年1回	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α表面汚染測定シンチレーションサーベイメータ	1台	みやま寮	年1回	
		β表面汚染測定GM汚染サーベイメータ	1台			
	可搬式ダストサンプラ	可搬式ダストサンプラ	3台	緊急時対策所 モニタリングカー	年1回	
		可搬式ダストサンプラ（貸与分）	10台	緊急時対策所	年1回	
		ダスト・ヨウ素サンプラ	1台	モニタリングカー	年1回	
		ダスト測定器	1台			
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	可搬式ヨウ素サンプラ	1台	モニタリングカー	年1回	
		ヨウ素測定器	1台			
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	50台	みやま寮	3か月1回 (交換)	
		ガラスバッジ（貸与分）	50台	緊急時対策所	3か月1回 (交換)	

別表3－1 原子力防災資機材（2／2）

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
その 他 資 機 材	ヨウ素剤	ヨウ化カリウム丸	310錠	健康管理室	年1回
	担架	担架	1台		
	除染用具	除染キット	1式		
	被ばく者の輸送のために 使用可能な車両	ワゴン車	1台	原子力訓練 センター 駐車場	年1回
	屋外消火栓設備又は動力 消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	構内	年1回
	その他	モニタリングカー	2台	モニタリングカー	年1回

別表3－2 その他の原子力防災資機材（1／2）

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	緊急時電話回線	3回線	みやま寮 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	ファクシミリ	2台			
	衛星電話	3台	緊急時対策所 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	衛星携帯電話	7台	緊急時対策所 中央制御室 みやま寮 代替緊急時対策所 平佐寮 宮里寮	月1回	月1回
	衛星携帯電話	4台	代替緊急時対策所	6ヶ月1回	年1回
	保安電話	19台	緊急時対策所 みやま寮 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	テレビ会議システム	2式	緊急時対策所 代替緊急時対策所	月1回	月1回
計測器等	電離箱サーベイメータ	5台	緊急時対策所 保健物理室 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	年1回
	ポケットサーベイメータ	12台	緊急時対策所 保健物理室 代替緊急時対策所	月1回	年1回
	可搬型モニタリングポスト	3台	環境放射能測定室	月1回	年1回
	ダストサンプラー	1台	代替緊急時対策所	月1回	年1回
	ポケット線量計	120本	緊急時対策所 中央制御室 みやま寮 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	ガラスバッジ	130個	緊急時対策所 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	3ヶ月1回 (交換)
緊急時対応に必要な主な資機材	ホイールローダ	3台	第1緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	油圧ショベル	1台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	フォークリフト	3台	第1緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	ユニック車	1台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	トラック	2台	第1緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	タンクローリ	1台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	高圧発電機車	2台			
	移動式大容量発電機	2台	第2緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回

別表3－2 その他の原子力防災資機材（2／2）

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
緊急時対応に必要な主な資機材	半面マスク	70体	緊急時対策所 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	年2回
	全面マスク	70体			
	汚染防護服（タイベック）	84着	保健物理室 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	—
	高線量対応防護服	10着	保健物理室	月1回	年1回
	可搬型発電機	2式	防災倉庫 防災用具倉庫	月1回	月1回
	サーチライト	30個	防災用具倉庫 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	乾電池	1,000個	防災用具倉庫 代替緊急時対策所	月1回	—
	ポータブル電源装置	2台	緊急時対策所 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	ガソリン	1式	危険物屋内貯蔵庫 (第3緊急用保管エリア)	6ヶ月1回	年1回
	可搬式小型ポンプ	3式	D/G室近傍 第4緊急用保管エリア	月1回	月1回
	ケーブル他	1式	第2緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア 安全補機開閉器室 D/G室近傍	6ヶ月1回	年1回
	水中ポンプ	8台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	エンジンポンプ	6台			
	ディーゼルエンジン発電機	4台			
	ホース他	1式	中央制御室 (雑品庫)	月1回	—
	食料	3,600食			
	水	1,200ℓ			

別表3－3 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図（1／25,000）※ ② 発電所周辺地域地図（1／50,000）※
2. 発電所周辺航空写真パネル※
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図（各ユニット）
7. 原子炉設置許可申請書（各ユニット） ※
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図 ※
9. プラント関連プロセス及び放射線計測配置図（各ユニット）
10. プラント主要設備概要（各ユニット）
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各ユニット）
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定 ※ ② 原子力事業者防災業務計画 ※
13. 運転基準緊急処置編

備考1. 第3章第3節1及び2で定めるオフサイトセンター、鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市及び阿久根市の災害対策本部等に備え付けるために提出する資料は、本表1～12の資料とする。

2. □：原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料
3. ※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 3－4 原子力事業所災害対策支援拠点（1/3）
 (原子力事業所災害対策支援拠点の候補地)

1. 旧川内電柱置場用地

項目	仕様
所在地	鹿児島県薩摩川内市高江町字円増302番1
広さ	面積 約1,500m ²
発電所からの方位、距離	東 約6km
非常用電源	可搬型発電機

2. 旧隈之城社宅用地

項目	仕様
所在地	鹿児島県薩摩川内市隈之城町字後原943番4
広さ	面積 約2,100m ²
発電所からの方位、距離	東 約12km
非常用電源	可搬型発電機

3. 電柱置場（百次）

項目	仕様
所在地	鹿児島県薩摩川内市百次町字市ノ瀬1245番
広さ	面積 約4,400m ²
発電所からの方位、距離	東 約16km
非常用電源	可搬型発電機

4. 旧阿久根営業所用地

項目	仕様
所在地	鹿児島県阿久根市赤瀬川字段3892番5
広さ	面積 約1,100m ²
発電所からの方位、距離	北 約22km
非常用電源	可搬型発電機

5. 旧川内電力所保線所詰所用地

項目	仕様
所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町田原字大宮田435番2
広さ	面積 約700m ²
発電所からの方位、距離	東 約28km
非常用電源	可搬型発電機

6. 旧伊集院営業所用地

項目	仕様
所在地	鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目9番1
広さ	面積 約600m ²
発電所からの方位、距離	南東 約29km
非常用電源	可搬型発電機

別表 3－4 原子力事業所災害対策支援拠点（2/3）
(必要な資機材等保管場所及び輸送手段等)

1. 資機材、通信機器保管場所：福岡資材センター

項目	仕様
所在地	福岡県福岡市東区名島二丁目29番1号
発電所までの距離	約200km
備考	敷地内の倉庫を利用

2. 輸送手段

手段	輸送方法
陸路	トラックに積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し輸送する。(委託契約) ただし、陸送が困難な場合は、ヘリ輸送にて対応する。

3. その他

- (1) 消耗品類（食料、飲料水、毛布等）は、社内の備蓄品から供給する。
なお、輸送手段については、陸路を基本とした上記輸送手段に準ずる。
- (2) 非常用電源等に係る燃料については、初期対応に必要な数量確保に加え、調達先と災害時優先調達契約を締結している。

別表3－4 原子力事業所災害対策支援拠点（3/3）
 (必要な資機材、通信機器の数量等)

分類	資機材	数量	点検頻度	
			存否・外観	機能
出入管理	入退域管理装置	1式	月1回	年1回
	放射線防護教育資料	100部	月1回	—
放管資機材	移動式WBC（車載型）※1	1台	月1回	年1回
	GM汚染サーベイメータ	24台	月1回	年1回
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台	月1回	年1回
	電離箱サーベイメータ	2台	月1回	年1回
	個人線量計（ポケット線量計）	540個	月1回	年1回
	汚染防護服（ゴム手袋）	8,400双	月1回	—
	汚染防護服 （上下下着、帽子、綿手袋、靴下、オーバーシューズ、タイベック、アノラック）	各4,200組、個、双、足、着	月1回	—
	全面マスク	900個	月1回	年1回
除染用資機材	除染用テント、車除染用洗浄機	2式	月1回	—
	廃液タンク	12m ³	月1回	—
設営用資機材	災害用テント	10式	月1回	—
非常用電源	可搬型発電機	2台	月1回	年1回
燃料	軽油	200ℓ	月1回	—
その他	ヨウ素剤（ヨウ化カリウム丸）	7,560錠	月1回	—

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	衛星携帯電話	4台	社内・社外	月1回	年1回
	無線機※2	4台	社内	月1回	年1回
	ファクシミリ※2	2台	社内・社外	月1回	年1回
	可搬型衛星通信装置※2	2台	社内・社外	月1回	年1回

※1：平成25年度下期中に整備完了予定。

※2：平成25年度上期中に整備完了予定。

別表3－5 緊急時対策所

緊急時対策所

項目	仕様
広さ	・面積 約110m ²
耐地震	・建築基準法1.5倍
耐放射線	・遮へい壁 ・換気浄化設備
非常用電源	・1、2号機ディーゼル発電機 ・ポータブル電源装置(リチウムイオン電池)
燃料	・燃料タンク38kℓ(重油) ・補給手段:タンクローリ等

代替緊急時対策所

項目	仕様
広さ	・面積 約90m ²
耐地震・津波	・耐震構造 ・室内への止水措置
耐放射線	・遮へい壁 ・換気浄化設備
非常用電源	・2号機ディーゼル発電機 ・高圧発電機車(500kVA) ・移動式大容量発電機(4,000kVA) ・ポータブル電源装置(リチウムイオン電池)
燃料	・燃料タンク38kℓ(重油) ・補給手段:タンクローリ等

別表3-6 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等

1. 緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	I P電話	4台	緊急時対策所	月1回	年1回
	I P-FAX	2台			
	衛星通信装置（電話）※ ¹	2台			
	衛星通信装置（I P-FAX）※ ¹	1台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム (地上・衛星系切替)※ ^{1, 2}	1台	緊急時対策所	月1回	年1回

2. 代替緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	衛星通信装置（電話）※ ¹	2台	代替 緊急時対策所	月1回	年1回
	衛星通信装置（I P-FAX）※ ¹	1台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム (衛星系)※ ^{1, 2}	1台	代替 緊急時対策所	月1回	年1回

3. 原子力施設事態即応センター

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	I P電話	6台	原子力施設事態 即応センター	月1回	年1回
	I P-FAX	3台			
	衛星通信装置（電話）※ ¹	2台			
	衛星通信装置（I P-FAX）※ ¹	1台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム (地上・衛星系切替)※ ^{1, 2}	1台	原子力施設事態 即応センター	月1回	年1回

4. 発電所・本店

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
SPDS	発電所SPDS※ ³	1式	発電所	月1回	年1回
	本店SPDS※ ⁴	1式	本店	月1回	年1回

※1：衛星系については、平成25年度上期中に整備完了予定。

※2：各拠点（緊急時対策所、代替緊急時対策所、原子力施設事態即応センター）間についても接続可。

※3：発電所SPDSの統合原子力防災ネットワークへの接続については、地上系と衛星系ともに平成25年度上期中に整備完了予定。

※4：本店SPDSについては、地上系のみ統合原子力防災ネットワークへ接続。

別表 3－7 原子力施設事態即応センター

項目	仕様
所在地	・福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号（本店建屋）
発電所からの距離	・約200km
広さ	・約100m ² （隣接する非常災害対策総本部室を含めると約300m ² ）
建物の耐震性能等	・現建築基準法に定められている新耐震基準と同程度の耐震性を保有 ・資料等の転倒・飛び出し防止措置
非常用電源	・ガスタービン発電機（1,250kVA）
燃料	・燃料タンク（容量：7,000ℓ） ・調達先と災害時優先調達契約を締結
その他	・消耗品類（食料、飲料水等）は、本店建屋近傍の備蓄庫に保管

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	社内電話	5台	社内・社外	月1回	年1回
	ファクシミリ	1台	社内・社外		
	衛星携帯電話	1台	社内・社外		
	無線機 ^{※1}	5台	社内		
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	1台	社内 ^{※2}		

※1：平成25年度上期中に整備完了予定。

※2：インターネット回線を利用し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センターと接続可能。

別表3－8 訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
防災訓練	発電所、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回／年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、緊急時体制を発令し、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集し、活動を行う。
AM訓練	発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回／年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回／年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回／年	緊急事態支援組織との連携について原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者及び本店通報連絡責任者等	2回／年	社内及び社外関係機関への連絡に関する訓練を行う。
緊急被ばく医療訓練	発電所防災組織の総務班、安全管理班等	1回／年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去及び応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所防災組織の安全管理班	1回／年	空間線量当量率測定用サーベイメータ及び汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時モニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所防災組織の総務班等	1回／年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

別表 3－9 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名(組織長、対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 出動要請 発災事業者※ → (平日日中) 支援組織長 ← (夜間休祭日) 連絡当番者 状況報告 → 出動指示 支援組織要員		
	※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者		
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 		

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	2台	資機材保管
	障害物撤去用ロボット	1台	スペース

別表4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）データ項目（1/4）

川内原子力発電所1号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ（A or B）	cpm
2	A格納容器排気筒レンジガスモニタ（低レンジ）	cpm
3	B格納容器排気筒レンジガスモニタ（高レンジ）	cpm
4	補助建屋排気筒ガスモニタ（A or B）	cpm
5	A補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	cpm
6	B補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	cpm
7	川内観測所 EL+75m風向	°(DEG)
8	川内観測所 EL+75m平均風速	m/s
9	大気安定度	—
10	S-1 空気吸収線量率	nGy/h
11	P C - 1 空気吸収線量率	nGy/h
12	P C - 2 空気吸収線量率	nGy/h
13	P C - 3 空気吸収線量率	nGy/h
14	S-2 空気吸収線量率	nGy/h
15	1次冷却材圧力	MPa
16	Aループ冷却材高温側温度	°C
17	Bループ冷却材高温側温度	°C
18	Cループ冷却材高温側温度	°C
19	ほう酸注入ライン流量	m³/h
20	補助注入ライン流量	m³/h
21	A余熱除去ループ流量	m³/h
22	B余熱除去ループ流量	m³/h
23	A充てん／高压注入ポンプ	DIGITAL
24	B充てん／高压注入ポンプ	DIGITAL
25	C充てん／高压注入ポンプ	DIGITAL
26	A余熱除去ポンプ	DIGITAL
27	B余熱除去ポンプ	DIGITAL
28	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%
29	中間領域中性子束（CH 1）	A
30	中間領域中性子束（CH 2）	A
31	全制御棒全挿入	DIGITAL
32	加圧器水位	%
33	格納容器圧力（広域）	kPa
34	格納容器隔離動作A	DIGITAL
35	A格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h
36	B格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h
37	A格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
38	B格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
39	4-1 C母線電圧	kV
40	4-1 D母線電圧	kV

別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）データ項目（2/4）

No.	常時伝送項目	工学単位
41	4-1 A E G ディーゼル発電機受電しや断器	DIGITAL
42	4-1 B E G ディーゼル発電機受電しや断器	DIGITAL
43	炉内T/C最高値（瞬時値）	°C
44	炉内T/C平均値（瞬時値）	°C
45	1次冷却材サブクール度	°C
46	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	Sv/h
47	格納容器内温度	°C
48	格納容器再循環サンプ広域水位	%
49	燃料取替用水タンク水位	%
50	充てんライン流量	m³/h
51	復水器排気ガスモニタ	cpm
52	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
53	A蒸気発生器広域水位	%
54	B蒸気発生器広域水位	%
55	C蒸気発生器広域水位	%
56	A補助給水流量	m³/h
57	B補助給水流量	m³/h
58	C補助給水流量	m³/h
59	Aループ給水流量	t/h
60	Bループ給水流量	t/h
61	Cループ給水流量	t/h
62	A蒸気発生器圧力	MPa
63	B蒸気発生器圧力	MPa
64	C蒸気発生器圧力	MPa
65	安全注入動作	DIGITAL
66	原子炉水位	%
67	出力領域中性子束	%
68	出力領域中性子束	%
69	出力領域中性子束	%
70	出力領域中性子束	%
71	中性子源領域中性子束（I）	CPS
72	中性子源領域中性子束（II）	CPS
73	格納容器ガスマニタ	CPM
74	放水口モニタ	CPM

別表4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）データ項目（3/4）

川内原子力発電所2号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ（A or B）	cpm
2	A格納容器排気筒レンジガスモニタ（低レンジ）	cpm
3	B格納容器排気筒レンジガスモニタ（高レンジ）	cpm
4	補助建屋排気筒ガスモニタ（A or B）	cpm
5	A補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ）	cpm
6	B補助建屋排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ）	cpm
7	川内観測所 EL+75m風向	°(DEG)
8	川内観測所 EL+75m平均風速	m/s
9	大気安定度	—
10	S-1 空気吸収線量率	nGy/h
11	P C - 1 空気吸収線量率	nGy/h
12	P C - 2 空気吸収線量率	nGy/h
13	P C - 3 空気吸収線量率	nGy/h
14	S-2 空気吸収線量率	nGy/h
15	1次冷却材圧力	MPa
16	Aループ冷却材高温側温度	°C
17	Bループ冷却材高温側温度	°C
18	Cループ冷却材高温側温度	°C
19	ほう酸注入ライン流量	m³/h
20	補助注入ライン流量	m³/h
21	A余熱除去ループ流量	m³/h
22	B余熱除去ループ流量	m³/h
23	A充てん／高压注入ポンプ	DIGITAL
24	B充てん／高压注入ポンプ	DIGITAL
25	C充てん／高压注入ポンプ	DIGITAL
26	A余熱除去ポンプ	DIGITAL
27	B余熱除去ポンプ	DIGITAL
28	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%
29	中間領域中性子束（CH 1）	A
30	中間領域中性子束（CH 2）	A
31	全制御棒全挿入	DIGITAL
32	加圧器水位	%
33	格納容器圧力（広域）	kPa
34	格納容器隔離動作A	DIGITAL
35	A格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h
36	B格納容器スプレイ冷却器出口流量	m³/h
37	A格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
38	B格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
39	4-2 C母線電圧	kV
40	4-2 D母線電圧	kV

別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）データ項目（4/4）

No.	常時伝送項目	工学単位
41	4-2 A E G ディーゼル発電機受電しや断器	DIGITAL
42	4-2 B E G ディーゼル発電機受電しや断器	DIGITAL
43	炉内T/C最高値（瞬時値）	°C
44	炉内T/C平均値（瞬時値）	°C
45	1次冷却材サブクール度	°C
46	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	Sv/h
47	格納容器内温度	°C
48	格納容器再循環サンプ広域水位	%
49	燃料取替用水タンク水位	%
50	充てんライン水流量	m³/h
51	復水器排気ガスモニタ	cpm
52	蒸気発生器プローダウン水モニタ	cpm
53	A蒸気発生器広域水位	%
54	B蒸気発生器広域水位	%
55	C蒸気発生器広域水位	%
56	A補助給水流量	m³/h
57	B補助給水流量	m³/h
58	C補助給水流量	m³/h
59	Aループ給水流量	t/h
60	Bループ給水流量	t/h
61	Cループ給水流量	t/h
62	A蒸気発生器圧力	MPa
63	B蒸気発生器圧力	MPa
64	C蒸気発生器圧力	MPa
65	安全注入動作	DIGITAL
66	原子炉水位	%
67	出力領域中性子束	%
68	出力領域中性子束	%
69	出力領域中性子束	%
70	出力領域中性子束	%
71	中性子源領域中性子束（I）	CPS
72	中性子源領域中性子束（II）	CPS
73	格納容器ガスマニタ	CPM
74	放水口モニタ	CPM

別表4—2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材及び資料等の貸与		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1名	設備関係資料 (必要な資料のみ)	1部	
	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	5名	業務車	1台	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	2名	サーベイメータ	10台	
			ダストサンプラ	10台	
			蛍光ガラス線量計	100個	
			ガラスバッジ等	50個	
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項	本店、支社等の中から社長が指名する者	1名	—	—	

別表5—1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災 要員の派遣	原子力防災資機材及び資料等の貸与		備 考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1名	—	—	
	原子力防災組織の中 から原子力防災管理 者が指名する者	2名			
環境放射線モニタリング、汚染 検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織の中 から原子力防災管理 者が指名する者	2名	サーベイメータ	10台	
			ダストサンプラー	10台	
			蛍光ガラス線量計	100個	
			ガラスバッジ等	50個	

別表6—1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

項目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数 <small>注</small>	備考
協力要員	6人	
GM汚染サーベイメータ	6台	
NaIシンチレーションサーベイメータ	2台	
電離箱サーベイメータ	2台	
ダストサンプラー	6台	
個人線量計（ポケット線量計）	100個	
高線量対応防護服	20着	
全面マスク	100個	
汚染防護服（タイベック）	3,000着	
汚染防護服（ゴム手袋）	6,000双	
遮へい材	200枚	
放射能測定用車両	1台	
可搬型モニタリングポスト	9台	

注：九州電力（株）の総数を示す。

- ・放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
- ・準備数量については、全て程度とする。
- ・可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
- ・輸送方法は、原子力事業所災害対策支援拠点における資機材等の輸送方法に準じて実施する。

別表 7－1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

防災業務計画省令第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	西日本プラント工業 株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目10番1号
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none">・電源確保作業・瓦礫等の除去活動・給水源確保作業

法人の名称	鹿児島綜合警備保障株式会社
主たる事務所の所在地	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目2番1号
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none">・電源確保作業・瓦礫等の除去活動・給水源確保作業

法人の名称	九電産業 株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none">・緊急安全対策に係る資機材運搬等

参 考

(参考) 更なる防災体制の整備計画

1. 免震重要棟

免震構造で下記の設備を有した免震重要棟を津波の影響を受けない高台に設置する。

- (1) 専用電源設備
- (2) 放射線管理設備
- (3) 放射線防護設備
- (4) 通信・情報設備

(整備完了予定)

平成27年度目途設置予定

2. 緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）

- (1) 本店に配備されている下記の設備を、原子力事業者から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして、国が整備している第2データセンター【統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク）】へ接続する。

(整備完了予定)

国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成26年度末に整備完了予定

樣式集

2. 様式集

- 様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式 2 原子力防災要員現況届出書
- 様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式 4 放射線測定設備現況届出書
- 様式 5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式 6 防災訓練実施結果報告書
- 様式 7 特定事象発生通報
- 様式 8 異常事態連絡（第 2 報以降）（原子炉施設）
- 様式 9 異常事態連絡（第 2 報以降）（事業所外運搬）
- 様式 10 原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　月　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　月　日
協 議 し た 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

		年	月	日																																				
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																								
届出者 <u>住所</u> <u>氏名</u> 印 <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small> <small>(担当者 所属 電話)</small>																																								
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第8条第4項の規定に基づき届け出ます。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力事業所の名称及び場所</th> <th>防災要員の職制</th> <th>その他の防災要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務の種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>広報</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td></td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table>					原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員	業務の種別			情報の整理、関係者との連絡調整		名	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名	広報		名	放射線量の測定その他の状況の把握		名	原子力災害の発生又は拡大の防止		名	施設設備の整備・点検、応急の復旧		名	放射性物質による汚染の除去		名	医療に関する措置		名	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名	原子力事業所内の警備等		名
原子力事業所の名称及び場所	防災要員の職制	その他の防災要員																																						
業務の種別																																								
情報の整理、関係者との連絡調整		名																																						
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名																																						
広報		名																																						
放射線量の測定その他の状況の把握		名																																						
原子力災害の発生又は拡大の防止		名																																						
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名																																						
放射性物質による汚染の除去		名																																						
医療に関する措置		名																																						
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名																																						
原子力事業所内の警備等		名																																						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 3

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力
災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	年 月 日														
<p style="text-align: center;">届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)</p>															
<p style="text-align: center;">放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法	
原子力事業所の名称及び場所															
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式													
	設置場所														
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者														
	設置場所														
	検出される数値の把握方法														

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

	年	月	日																																																																												
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿																																																																															
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u> (担当者 所属 電話)																																																																															
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td colspan="2">組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ポンベ付一体型防護マスク</td> <td colspan="2">個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付き防護マスク</td> <td colspan="2">個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td colspan="2">回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">計測器等</td> <td>固定式測定器</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td colspan="2">個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンプラ</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンプラ</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td colspan="2">錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td colspan="2">式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td colspan="2">台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td colspan="2">式</td> </tr> <tr> <td>その他 モニタリングカー</td> <td colspan="2">台</td> </tr> </table>				原子力事業所の名称及び場所				放射線障害防護用器具	汚染防護服	組		呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個		フィルター付き防護マスク	個		非常用通信機器	緊急時電話回線	回線		ファクシミリ	台		携帯電話等	台		計測器等	固定式測定器	台		ガンマ線測定用サーベイメータ	台		中性子線測定用サーベイメータ	台		空間放射線積算線量計	個		表面汚染密度測定用サーベイメータ	台		可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台		測定器	台		可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台		測定器	台		個人用外部被ばく線量測定器	台		その他資機材	ヨウ素剤	錠		担架	台		除染用具	式		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台		屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式		その他 モニタリングカー	台	
原子力事業所の名称及び場所																																																																															
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組																																																																													
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個																																																																													
	フィルター付き防護マスク	個																																																																													
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線																																																																													
	ファクシミリ	台																																																																													
	携帯電話等	台																																																																													
計測器等	固定式測定器	台																																																																													
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台																																																																													
	中性子線測定用サーベイメータ	台																																																																													
	空間放射線積算線量計	個																																																																													
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台																																																																													
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台																																																																												
		測定器	台																																																																												
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台																																																																												
		測定器	台																																																																												
個人用外部被ばく線量測定器	台																																																																														
その他資機材	ヨウ素剤	錠																																																																													
	担架	台																																																																													
	除染用具	式																																																																													
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台																																																																													
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式																																																																													
	その他 モニタリングカー	台																																																																													

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿	年 月 日
<p>報告者 <u>住所</u> <u>氏名</u></p> <p>(<u>法人にあってはその名称及び代表者の氏名</u>)</p> <p>(担当者 所属 電話)</p> <p>印</p>	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式7 (原子炉施設用)

特定事象発生通報

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき
通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3
特定事象の発生箇所	川内原子力発電所 第_____号炉
特定事象の発生時刻	_____年____月____日____時____分
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類 敷地境界放射線量上昇、放射性物質通常経路放出、 火災爆発等による放射性物質放出、事業所外運搬放射線量異常、 トリップ失敗、原子炉冷却材漏えい、蒸気発生器給水喪失、 全交流電源喪失、直流電源喪失、停止時原子炉水位低下、 使用済燃料ピット水位異常低下、中央制御室使用不能、原子炉外臨界、 原子力緊急事態事象
	想定される原因 (_____)
	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動なし、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(____cpm→____cpm) モニタリングポスト指示値 変化無し 変化有り(____nSv/h→____nSv/h、No.____) その他
	その他特定事象の把握に 参考となる情報

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式7（事業所外運搬用）

特定事象発生通報

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

通報者名連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	九州電力㈱川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	_____年____月____日____時____分	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	火災爆発等による放射性物質放出、事業所外運搬放射線量異常、事業所外運搬事故、原子力緊急事態事象
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

異常事態連絡（第2報以降）（原子炉施設）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

		____年____月____日 (第____報)
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 <u>通報者名</u> <u>連絡先 (原子力防災管理者)</u>		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称：九州電力㈱川内原子力発電所（事業区分：原子炉設置者） 場所：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3
特定事象の発生箇所		川内原子力発電所 第_____号炉
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分 (24時間表示)
発生した特定事象等の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定_____ <input type="checkbox"/> 調査中
	緊急事態の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定_____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙-1、2を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____
	気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____
	応急措置	

様式8（2／4）

【別紙1：原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
特定事象発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出 <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外（放出場所名）	放出場所名： _____ (地上高 m) <input type="checkbox"/> 放出 <input type="checkbox"/> 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻（日 時 分）
1次冷却系圧力及び圧力の変化(MPa[gage]) 平常値：_____ MPa[gage]	MPa[gage] 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度（ホットレグ）(℃) 平常値：_____ ℃	℃
加圧器水位 平常値：_____ %	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動・停止
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動・停止
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力 (MPa [gage]) 平常値：_____ MPa [gage]	MPa [gage]
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式8（3／4）

【別紙－2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻（日 時 分）
評価時刻での放出量（放出率） 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	Bq/h Bq/h Bq/h
評価時刻での放出量（濃度） 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	Bq/cm ³ Bq/cm ³ Bq/cm ³
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	Bq Bq Bq h 時 分
評価時刻以後の放出（予測） 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	Bq Bq Bq h

2. 予測線量

種類	評価時刻（日 時 分）			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目		評価時刻(日 時 分)	
排気筒モニタ			
格納容器排気筒モニタ		排気筒名: _____ : cpm	
補助建屋排気筒モニタ		排気筒名: _____ : cpm	

固定式モニタリング設備地点						
γ 線 空 間 線 量 率	設備 地点名	北門南局 (S1) 平常値 _____ μ Sv/h	正門西局 (S2) 平常値 _____ μ Sv/h	境界北局 (PC1) 平常値 _____ μ Sv/h	境界東局 (PC2) 平常値 _____ μ Sv/h	境界南局 (PC3) 平常値 _____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h

可動地点					
γ 線 空 間 線 量 率	地点名				
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
中性子線 空間線量率	地点名				
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
	時 分	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h	_____ μ Sv/h
ヨウ素濃度	地点名				
	時 分	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³
	時 分	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³
	時 分	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³
	時 分	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³
	時 分	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³	_____ Bq/cm ³
その他測定項目	地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

異常事態連絡（第2報以降）（事業所外運搬）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 <u>通報者名</u> <u>連絡先</u>		____年____月____日（第____報）
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称：九州電力㈱川内原子力発電所（事業区分：原子炉設置者） 場所：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分（24時間表示）
発生した特定事象等の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定_____ <input type="checkbox"/> 調査中
	緊急事態の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定_____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： <u>被ばく者　名　要救助者　名</u> 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： <u>_____</u>
	気象情報 (確認時刻 時 分)	
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： <u>_____</u>
	応急措置	

様式9 (2/2)
【別紙：輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻(日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻(日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告

内閣総理大臣、原子力規制委員会、（国土交通大臣）、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条 通 報

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	

1. 事故件名：川内原子力発電所__号炉_____について

2. 事故発生場所：川内原子力発電所__号炉

3. 事故発生日時：____年__月__日__時__分

4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・
 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇・
 原子炉外臨界・原子炉停止機能喪失・ECCS 作動失敗・格納容器圧力上昇・
 蒸気発生器給水機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融・
 停止時原子炉水位異常低下・停止時残留熱除去機能喪失・
 中央制御室等使用不能・事業所外運搬事故

5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

敷地周辺の 空間線量率	モニタリングポスト指示値 (γ 線空間線量率) (a)	中性子線空間線量率 (b)	空間線量率(合計) (a + b)
	PC-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	PC-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	PC-3 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	S-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	S-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h

気象状態	風向(排気筒高さ)	
	風向(地上高さ)	
	風速(排気筒高さ)	
	風速(地上高さ)	
	大気安定度	

6. プラント状況等：

7. その他の事項：

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

※事業所外運搬に係る事象の発生の場合、連絡先に国土交通大臣を含む。